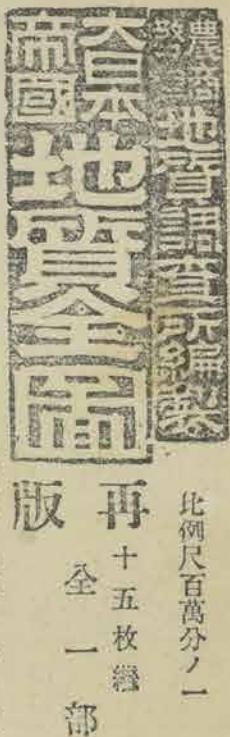


明治廿五年二月廿六日第三種郵便物認可  
每月二回(三十六日)發行○明治廿二年二月十日初號出版  
明治卅五年一月廿五日發行

比例尺百萬分ノ一

○大日本豫察地質圖 全國五部  
比例尺四十萬分の一  
正價一部ニ付和文歐文各金三圓廿錢小包二百目迄  
●再版●



再版 十五枚繕  
全一 部

百萬分一  
正價無仕立金四圓五十錢小包二百目迄  
折本仕立金五四圆小包二百目迄  
價袖仕立金六圆通運便

洋版全一冊

正價金一圓六十錢小包二百目迄  
和文ノ部無仕立金一圓廿五錢同  
正價折本仕立金一圓八十錢同  
價袖仕立金三圓五十錢同  
正價無仕立折本仕立共小包二百目迄  
正價金三圓五十錢同  
實測最新地圖にして遠近高低瞭然一日の下に瞭然たり

歐文ノ部金三圓五十錢  
正價金三圓五十錢同  
正價金三圓五十錢同  
正價金三圓五十錢同  
正價金三圓五十錢同

○大日本地質詳圖 全九十五部  
比例尺二十萬分の一  
正價一部ニ付和文歐文各金四十五錢郵稅金二錢  
洋本仕立正價金二圓三十五錢小包四百目迄

○大日本地產要覽圖 全一部  
比例尺二十萬分の一  
正價一部ニ付和文歐文各金四十五錢郵稅金二錢  
洋本仕立正價金二圓三十五錢小包四百目迄

○帝國臺灣地圖 全一部  
比例尺二十萬分の一  
正價金二十五錢郵稅金二錢  
正價金一圓五十錢郵稅六錢

○遞信省鐵道局御藏版  
○最大日本鐵道線路全圖 全一部  
比例尺二十萬分の一  
正價金二十五錢郵稅金二錢  
正價金一圓五十錢郵稅六錢

飯山七三郎先生著

大日本名所圖卷之三  
廿五日發行

一月廿五日

臨時風俗畫報 第三百四十二  
卷之二

明治廿五年一月廿五日 東陽堂發售

新編東京名所圖卷

華文編



芝三田ヨ坂銀座通り望ム圖



○芝區之部 其二

◎金 杉

◎位 置

かなすぎ  
金杉、南は金杉濱町、西は入間川に沿ひ西應寺町に接し、北は新堀町に、東は新堀の流域並に金杉川口町に隣れり。東海道線は、東北より西南に町内を貫きて、町端金杉橋より、同芝橋に達す、其間、左右市廳の地なり。四箇丁目ありて、番地を左の如く區分せり。

一丁目 自一番地至二十四番地

二丁目 自一番地至三十四番地 但し九番地缺

三丁目 自一番地至三十七番地

四丁目 自一番地至四十二番地 但し六、七及九より十

四番地迄の間之を缺きたり。

◎町名の起源

以前は金杉通と稱しつ、明治二年通の字を省きぬ、往昔金洲崎又は音便にて金曾木と書せり。府内備考戊子の書上に云、「當町

之儀、往古金洲崎と唱舊地名之由元荏原郡に屬候處何之頃豐島

郡に混し候哉且金杉と改候儀年月相知不申候音便にて金曾木共

唱候由に御座候當所異之方一圓海邊故金洲崎と唱候由右之趣承

傳候當所町數十一箇所有之東は金杉川口芝湊町を境西は諏訪伊勢守様御中屋敷南は芝町を境北は芝土手跡町芝濱松町四町目金

杉川を境金杉町と號候」又「總庭子に云、金杉町、芝の大通なり、四丁あり、亦下谷に同じ名あり。」と見ゆ、下谷の金杉とは、

根岸の末なり、今、北豊島郡日暮里村に屬す、而して之を區別せんが爲め、芝の字を冠して呼名とす。東海道線、芝の大通な

るを以て、金杉通と唱へ、府内備考にも、金杉通一丁目、二丁目など之を載せたるが、一に金杉町の名になむ呼びつるよな、明治二年、同朋町、金杉裏一二三四五丁目の内及西應寺町の内を之に合併し、且、町といはず、通とせず、芝金杉の三字に書く。

◎景況

東海道線は、町内を横斷して金杉橋より芝橋に達す。近年市區改正を行ひ、人道車道を分ち、又、品川馬車鐵道、鐵軌を布設して復復せり。商況殷賑ならざるも、また是、市街地たり。町内に代用龍和小學校及び安樂寺、壽林寺あり。

◎金杉橋

かなすぎ  
金杉橋は、芝金杉一丁目より芝濱松町四丁目に通ず、東海道線の要路にして、赤羽川の下流、金杉川に架せり。木造の橋梁、橋前橋後、各四箇の石造の角柱ありて、同質の袖塀を設く、素木造鋸打の欄干高く築かれたれば、風雨の痕、繁しと雖も、猶堅牢なるを覺ゆ。

府内備考に云、金杉橋、長十一間餘、幅四間、

又云、金杉橋は金杉町より赤羽川に架せる橋なり、昔は土橋なりしが、延寶三年より板橋に改めらる。

橋北に巡査派出所あり、品川馬車鐵道は、橋臺に鐵軌を布設して、幾往來しつ、車掌は金杉こと叫び、橋南に停車すれば、其便なることをいふまでもなし。

◎金杉川口町

◎位 置

かなすぎあはうち  
金杉川口町、東北は金杉川に沿ひ、東南は金杉新濱町に隣し、西南は金杉濱町、西北は金杉一、二丁目に接す、一番地より二十八番地に至る。

◎町名の起源

明治二年、金杉裏一丁目、同二丁目と呼びつる町の各一部分を合併して一箇町を組織し、金杉川の川口なる町地なりとの意義を以て、新たに今の町名を加へたり。

金杉通の裏にして河岸地なればにや、釣船、網船宿多し。町内に櫻石礎製造所及び金杉鐵工場あり。

◎景況

金杉濱町、南は金杉新濱町に隣り、西は金杉四丁目に、其一角纏かに入間川に沿ひ、北は金杉二丁目、同三丁目に、東は金杉川口町に接したり。一番地より七十四番地に至る。

◎位罝

金杉濱町、當町濱邊に付濱町と唱候由。明治二年、金杉裏四丁目、同五丁目の内及び西應寺町の内を之に合併し、同五年、更に寺地をも之に編入せり。

◎町名の起源

府内備考云、「金杉濱町、當町濱邊に付濱町と唱候由。」明治二年、金杉裏四丁目、同五丁目の内及び西應寺町の内を之に合併し、同五年、更に寺地をも之に編入せり。

◎景況

町内に寺院多し。曰く  
法圓寺 經覺寺 安樂寺 了善寺 圓珠寺  
正傳寺 常瑞寺 勸勝寺 德念寺 存明寺  
向陽寺

以上十一箇寺となす。又、里見小學校並に松浦鐵工場あり、其新濱町に對する一面は、木柵を用ひて鐵道線路と境界を分ち、兩柵を連接する踏切には、作業局の制札を建て、掲示す。此邊昔の砂漬にしあれば、土質は砂にして、轆轤を露出す。入間川沿岸の地には、漁業を營むものあり。

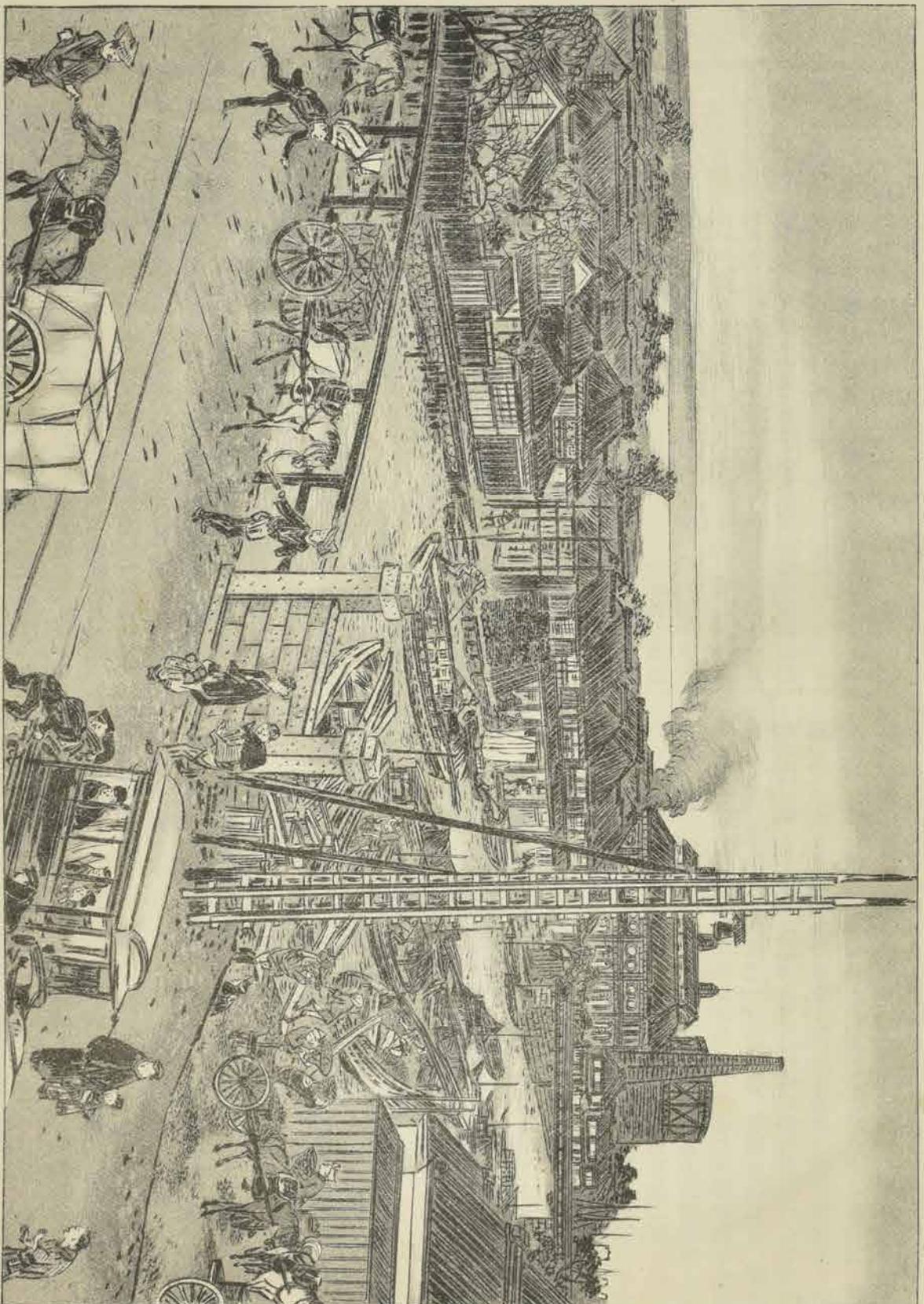
◎毘沙門堂

毘沙門堂は、芝濱町四十七番地、法華宗、松林山正傳寺内に在り。毎月寅日の縁日には、賽客群集せり。

増補江戸砂子に云、松林山正傳寺、法華宗、中山末、金杉、毘沙門天、傳教大師の作、靈驗の像にて、月寅の日は、とりわけ參詣群集す、近年正月初寅に詣るものは、大かた芝神明に詣、かの門前にて燧石をもとめて歸る、これは洛北鞍馬山毘沙門に、正月初寅に詣るに燧石を賣る番おろしといふも、此日なり、そのまねびなり。日親堂、日親上人の像を安置す、是又靈驗ありと云。

江戸名所圖會に云、金杉の通り東の方の横小路にあり、松林山正傳寺といへる中山派の日蓮宗の寺境にあり、本尊は傳教大師の作にして、後、日親上人再び點眼供養するとぞ、徃古は攝州梶折邑一乘寺といへる寺にありしかとも、僻地にして結縁の人少し（一乘寺は金仙寺といひし眞言の密場なりしを日親上人の弘教に歸して本化の宗に吸ひ）依て寛文の頃、衆生化益の爲、日榮上人（日榮上人て、に移し奉るとなり、靈驗感應の著しき事は寺記に詳なり、故に參詣の貴賤日に多く、寅日は殊に群集せり。（正月初の寅日參詣の人、大方は芝の神明宮の門前にて燧石をもとめて歸る輩あり、洛北の鞍馬山の毘沙門天へ正月初の寅日詣する輩、燧日を買て家土産とす、これを番おろしといふ、これに準ふといふ。）日親堂（日親上人の像を安置、靈驗著るし。）

東都歲事記に云、芝金杉二丁目正傳寺、正五九月の寅日開帳あり、參詣の諸人初寅の日、洛の鞍馬詣に比して歸路に芝神明宮の門前にて、ひうち石を求めしか、いまは此事少し、今日詣人へむかて小判を與ふ。



### ○網干場

芝金杉及本芝邊は昔の漁村にして、舊幕府の頃までも、こゝに大なる網干場ありせり。

府内領考、金杉通一丁目名主の書上に云、「古代過半漁師而已住居仕候に付、天正十八年寅年御入國以來御膳御菜御肴毎月四度宛献上仕、芝浦御成之節、番船二艘宛差出、御城米引船其外、都而浦方御役相勤、漁船之員數に不拘、年々船役銀承三貫八百文宛、御代官御役所に上納仕候、依之漁師共、爲網干場於金杉濱邊一反九畝步之場所並金杉川の末河岸通に而九畝廿一步之地所被下置候、右一段九畝步之場所は外より望人有之候に付、貞享三寶年御年貢地に仕度段、御代官伊奈半左衛門様御役所に奉願、一反に付永二百文宛年々上納仕候、且又何西の浦々え罷越漁業仕候而も差障爲無之、元祿九年六月伊奈半十郎様御役所より爲船印一艘に木綿紺地に白ニツ引染抜之小幟一本、御燈印札百三十枚御渡被下置候處、年々漁師共相減、其上度々類焼之節、幟御燈印札共燒失仕、當時幟三十本、御燈印札五十二枚、鎗々漁師其所持仕候、前書之通追々漁師共相減、御年貢並船役錢御菜御肴上、其外右御役之廉々、相勤兼候に付、金杉町惣家持共引請相勤申候、然る處、年々多分の出銀故、家持共難義仕候、右體漁師共相減候上は濱邊網干場斗にて用辨相濟、金杉河岸通網干場は不用に付、家持共右御役相勤候助成地に仕度段、享保七年四月、御代官伊奈半左衛門様御役所に奉願候處、同九辰年六月願之通被仰付、

一反に付御年貢永四百文の積を以て上納候處、右場所金杉町石高の外に付、寶曆十一巳年五月右御役所に御高入奉願候へば、願之通被仰付、增御年貢共、一反に付永五百六十七文宛上納致、家持共抱屋舗に仕、右之地所、貸付上り高之助成を以、

安政の江戸切繪圖を見るに、今の

御役向無添相勤申候、然御菜御肴獻上之義、以來代錢を以て上納可仕旨、御代官伊奈右近將監様元御役所より被仰渡、寛政四年より年々御菜代錢五十貫五百文宛、惣家持共より相納申候、同十一未年六月御代官大貴治右衛門様御役所に家持總代一人、漁師頭一人、名主一同被召出、近國出水之節、御救船六艘差出候様被仰渡、船印本綿白地に赤二ツ引染抜、小幟六本、同印付候高挑灯六張御被下置候、猶又文政三年九月右役所に漁師頭一人、名主一同被召出、御救船二艘、都合八艘差出候様被仰渡、右船印幟高挑灯並御用船之節、爲御手當船十二隻御渡被下置候、金杉通一丁目始同所片町まで十一ヶ所御役の起立に御座候。

將軍家御膳御菜御肴として毎月四回宛芝浦の珍產を獻じ、且海濱御成の節は番船を繕し、又城米引舟の役まで勤めなければ、網干場に使用すべき地を賜はり、併せて津々浦々の漁業權を特許せられたりと云ひゆ。後年江戸繁榮に及び、追々人家稠密の巷となるより網干場を縮少して年貢地に引直し、漁民亦其數を減じたるより獻上の御肴も次第に代錢を以て上納するに至りぬ。されど從來の漁師町なれば、御救船の御用など勤めたりしこと、此書上にて、明瞭ならむ。

又本芝の名主が書上に云、

本芝海附濱邊元網干場之義は、本芝町通四町家持抱地。

長延百九十一間幅十間、此反別六反三畝廿步、此石高七石

三合三勺

同所新網干場

長延百九十一間幅凡七間半程、此反別四反七畝廿二步、

但見取地に付御高入無御座候。

金杉四丁目 自二十七番地至三十五番地。

本芝一丁目 三十一、三十三番地。

同 三丁目

十九、二十番地。

同 四丁目 自二十五番地至三十四番地。

此地を砂濱と載せたり。方今本芝の南海岸は砂濱にあらざるも、漁師及び魚問屋多く、東海道線の汽車は、海中に鐵軌を布設したるより深入の堀の如き地形に變じたるも、漁船帆舡を衝みて朝夕に繩を繋ぎ、網中の容、灘刺たるの邊、墻の如く壁の如く、幾重に折廻はしたる海苔干場あり、風、魚香を送て生臭し。

### ◎金杉新濱町

#### ◎位 置

金杉新濱町、東北は金杉川に沿ひ、正北及び西北の地は東海道鐵道線路を隔てゝ、金杉川口町、金杉濱町に接し、一角入間川に臨す、而して正南、西南、東南の地は、譲碧天に連れる東京

灣に面す。一番地より十三番地に至る。

#### ◎町名の起原

安政の江戸切繪圖を見るに、松平肥後守下屋敷並に其陣屋と載せたり。後、佐倉、小城、鹿島の三藩邸となりぬ。明治五年、之を合併して、新に町名を命ず、濱洋の地なるより、金杉濱町に對し、新の一宇を加へたるなり。

#### ◎景 情

芝浦に面し、風光絶佳の境なり。見晴亭、大野家を始め、綺樓碧雲を列ぬ、日夕絃歌の聲を聽く。又、渡邊八右衛門、田健治郎氏等の邸宅、其間にありて、樹木翠なり。芝浦製作所は、耐震鋼鐵の煙突高く、黒煙を中天に漲らし、龍の如く虹の如し、

町内に潮干稻荷の祠あり。

### 芝浦の酒樓

芝浦風光の尤絶なる地を相し、芝橋を中心として海岸到る處、高樓を起し、酒亭を構へ、簾を捲けば房總の諱山、盃盤の上に落ちて、風を孕める沖の白帆は、欄干を摩して征歸せむとす。況んや、是、海味の鮮なるをや、大磯、小磯の勝、須磨、明石の景、必竟、半日の消閑に適せず、貴賤多く芝浦に酌むもの故あるかな。

大の家

金杉新濱町九番地

料理店

見晴亭

同

十二番地

割烹店

芝浦海水浴

同

一番地

温泉及旅館

松 金

金杉四丁目十五番地

饅 屋

芝浦館

同

本芝一丁目卅二番地

料理店

大光館

同

鑣泉浴場及料理店

芝浦館

同

三丁目廿番地

料理店

かめや

金杉新濱町

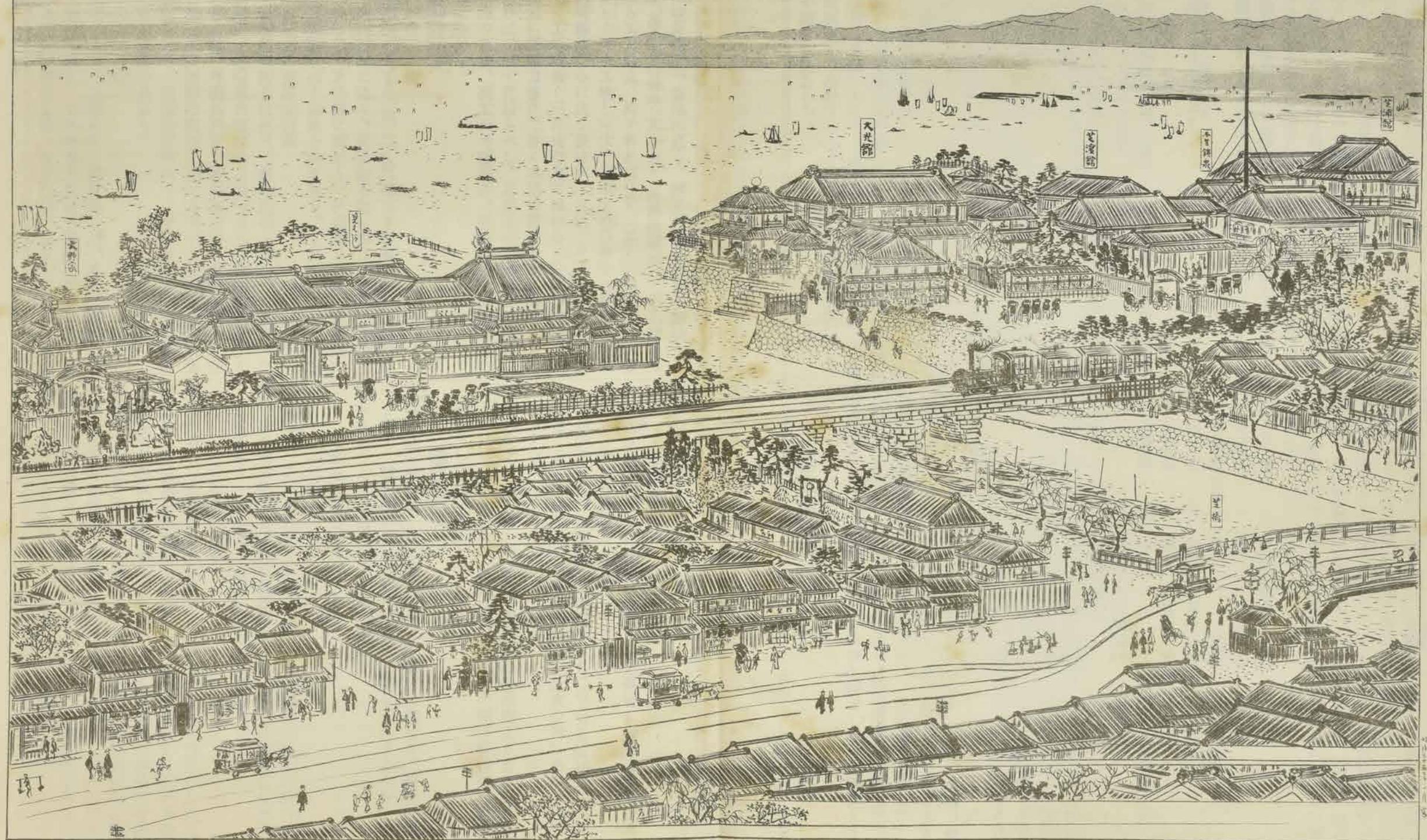
鳥料理

松金は芝橋の袂にあり。大野家、見晴亭、芝浦海水浴は入間川の東、鐵道線路の踏切を跨へて樓、海岸に聳ゆ、大光、芝浦の二館は川を隔てゝ其西に在り、共に海岸にして、舟を繫ぐを得べし。殊に大光館は其逕鐵軌の下に通す、甲是乙非は論つらはざれ、風流雅致を極めたるもの多し。

三伏の候、納涼の季を以て、最も適切の地なりとす。海風、堂に吹き満づるの時、浴衣軽く舞ひて、氣、爽快、秋に似たるものあらむ。晩來、電燈の光白く、煌々閃々、花の如く、珠の如く、不夜城を幻出し、絃歌の響四壁に湧く。近年兩國の川開に準へ、海中に船を泛べ、煙花師を聘して其技を演せしむ、毎歲例となれり。

### 芝浦製作所

望之浦之景



芝浦製作所は新濱町一番地に在り、煉化石造の工場十數棟、一會東京支部等あり。

大煙突あり、高く天に聳ゆ、文字あり、耐震鋼鐵製云々と讀まる。

日々通勤する工夫職夫、約千名と稱せり。同所は初め田中久重氏の所有にして田中工場と呼び、海軍省の造船用具を製作し來りしが、其規模甚だ小に且つ振はず、明治二十六年十二月に至り、故ありて工場は全く三井氏の有に歸しぬ。内部の構造職工就業の状態並に製作力等は、曾て本誌第百十六號に掲載するところありたれば、就て見給ふべし。其後工場の増築、機械器具の發展、技師の更迭、職工の増減等は、精査の上、拾遺の部に於て之を補はむかな。

### ◎新堀町

(◎位 置)

新堀町、南は金杉一丁目、同二丁目、同三丁目及び西應寺町に接し。西は三田四國町に隣り、北は松本町に堺し赤羽橋に及び、東は赤羽川に沿ひ、芝公園に對せり。一番地より四十三番地に至り、其間三番地及四十番地を缺きたり。

(◎町名の起源並沿革)

明治五年、金杉同明町を改めて、新に此稱を加ふ。赤羽川一に新堀の名に呼ぶ、其沿岸の地なるを以てなり。又舊松平修理大夫、遠藤民部大輔、丹羽長門守、織田安藝守及薩州屋舗の一部分と幕士の邸宅並に河岸の空地を之に合併せり、翌年、大垣藩邸の趾に劇場を設け、河原座といへり、今はなし。赤羽川に沿ふところ、新堀河岸の名あり。

(◎景況)

市街あり、宅地あり、工場あり、河岸地には、木材、石材、竹材、米鹽、薪炭商多く、太だ繁榮を極む。町内に御嶽神社、起廢病院、國友工場、前島工場、龜井工場、笠井工場並に報効義

### ◎將監橋

(◎位 置)

將監橋は新堀町より土手跡町に通ず、芝園橋と金杉橋の間の木橋にして、かなじ流に架せり。

江戸砂子に云、將監橋、新堀にかかる、増上寺表門前の通。

同書補に云、むかし岡田將監殿やしき、此東の角にあり、故にいふとぞ。

府内備考、金杉橋の次條に、將監橋は金杉橋より西の方、増上寺片門前より同じ川に渡せり、昔此橋の側に岡田將監の屋敷ありしゆゑ、呼名とすといふ。

### ◎芝之園橋

(◎位 置)

芝園橋は新堀町より芝公園に通ず、赤羽川に架せり。鑄鐵の欄干を施す、橋名は芝公園の橋なりとの意義をとれりとかや、市區改正に方りて、新設したるものとす。

### ◎西應寺町

(◎町名の起源)

西應寺町、南は金杉四丁目及び入間川に、西は入間川に沿ひ且又三田四國町に接し、北は新堀町に堺し、東は新堀町と金杉三丁目に隣れり。一番地より六十四番地に至る。

(◎町名の起源)

府内備考云、當町起立之儀は天正十九卯年十一月西應寺え被下置候境内拜領地之内に當町西應寺領分と相唱慶長十二未年中町家作御免に相成寛文二寅年中町奉行渡邊大隅守様越長門守様役所より被仰付候義年久敷相成書留等焼失仕相分り不申古來西應寺町と唱古町と申傳門前と相唱不申云々。西應寺受領の地を町地となせしより此名あり、西應寺は今尙礪存せり。

◎景況

金杉三四丁目の裏にして、廻橋より將監橋に通する道路は、市  
廳の形をなせり。町内に西應寺、淨林寺、法泉寺及び吉村工場  
あり。

○田中山山西應寺

田中山山西應寺は、西應寺町二十五番地に在り。淨土宗にして、  
三綠山塔上寺の末なり。

江戸砂子に云、田中山相福院西應寺、増上寺末、寺領十名、  
金杉、人皇九十五代後光嚴天皇應安元年草創、開山明賢上人、  
中興第十六世存閑和尚、本尊阿彌陀、惠心作、鎮守正一位稻  
荷。

天正年中台駕當山に入御ましゝ、開基の來由御尋ありて、寺  
領御寄附まします、存閑和尚の時、鉢侖によりて一夏九旬の中  
法幢をたて、一百餘人の所化を引て、宗風の實際を示さる、  
當寺應安の開基よりてのかた、三百餘歳に及び、境内も廣し。  
朝日の松 けさかけ松 火除松 境内にあり。

同書補に云、寶曆の末、當時同祿にかゝりて、此松も焼たり  
とぞ。

塔頭 定林院 善受院 正定院

新編江戸志に云、田中山相福院西應寺、淨土增上寺末、寺領  
十石、本芝、名所談云、當寺は應安元戊申年仲秋比、明賢上  
人初て開基し給ふ所なり、開山明賢上人は應永五戊寅年黃鐘  
十日に遷化、歳八十六、云々。

江戸名所圖會に云、田中山山西應寺、金杉の通りより西の裏にあ  
り（門前を西應寺町と呼ぶ）淨土宗にして三綠山に屬す、支  
院三字あり、本尊阿彌陀如來の像は、慧心僧都の作なりと云傳  
ふ、應安元戊申の年、明賢上人草創す（明賢上人は應永五年  
郷及び幕士の地を之に合併したり）。

戊寅黃鐘十日に遷化す、年八十六歳といへり。天正の頃大將  
軍家當寺に駕を往させられ、寺領御寄附ありしかば、學徒朝  
夕の助寛にして、學道盛なり。又當寺十六世存閑和尚一宗の  
碩學にして、當時法門の龍家、學道の麟鶴なりければ、大將  
軍家深く崇敬ましくけるにより、台命に依て一夏の間法幢  
を建、二百餘人の衆僧に宗風の法意を示すべく、念佛三昧、他  
方往生のをしへ日々に大いに弘れり。

以上異説なし、當寺の由緒、見るべし。近年堂宇の再建を計畫  
し、改革中なれば、寺觀、いまだ之を記するを得ず。境内に一  
宇あり、吒枳尼天と稱す、砂子にいへる鎮守正一位稻荷が末世  
の相なり。

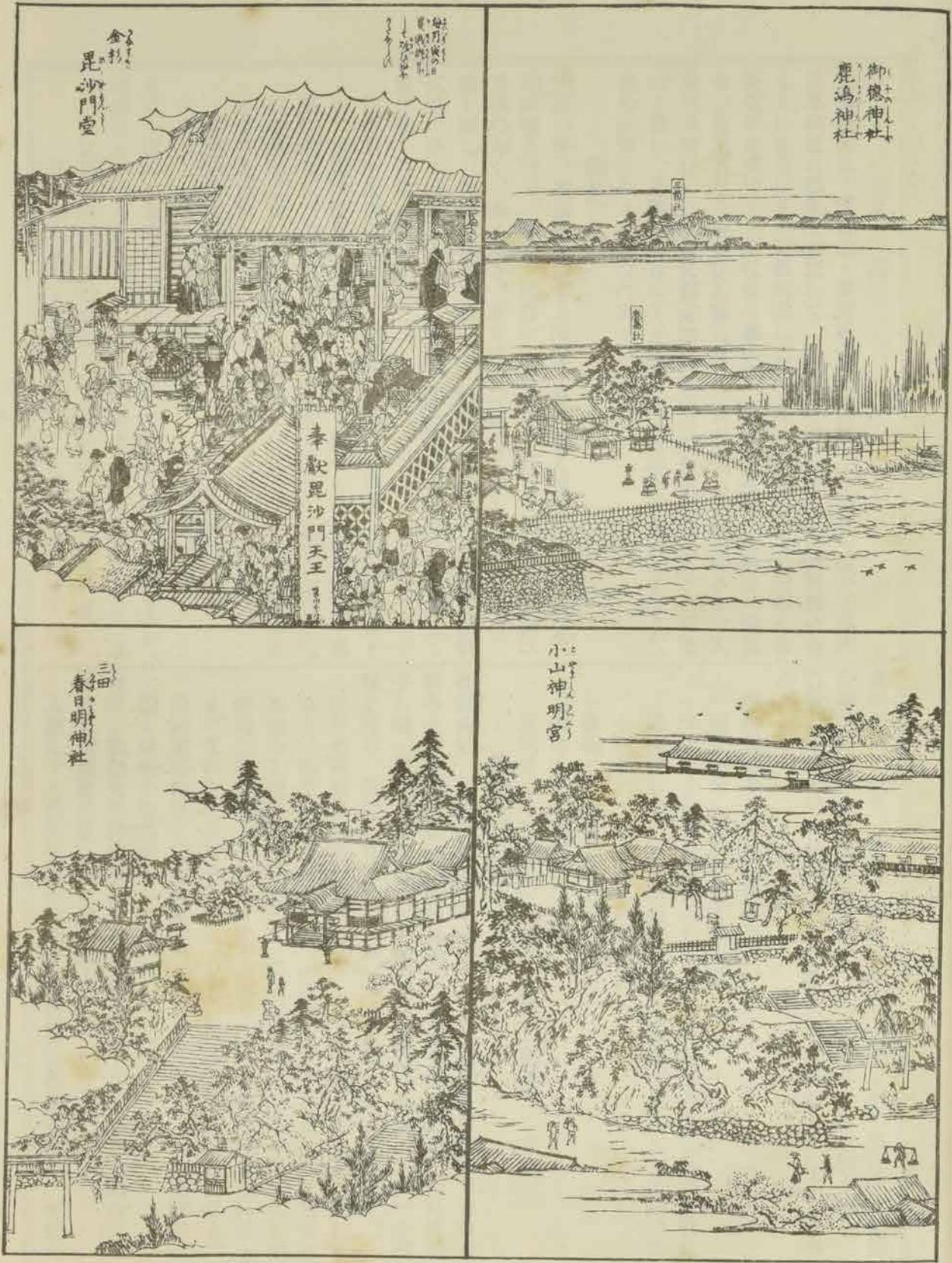
○廻橋

廻橋、入間川の入堀に架す、木造、西應寺町より本芝材木町に接  
し、北は入横丁、下夕町、材木町に隣し、南は芝浦に臨めり。  
一丁目より四丁目に至り、番地を左の如く區割す。

一丁目 自一番地至三十三番地。二二、二九鉄。  
二丁目 自一番地至三十八番地。  
三丁目 自一番地至二十番地。  
四丁目 自一番地至三十五番地。九、一〇鉄。

○町名の起原

往時の芝村なればとて。本芝の名に呼ぶ、明治五年、舊大村藩



◎景況

東海道線は、芝橋より田町札の辻、高輪元大木戸に通す。品川馬車鐵道は鐵軌を布設して、東に奔り西に走る。昔は繁盛の巷なりしならむも、道路狭隘にして、入家の軒は傾き、繰かに市塵の形を成せり。其北側の裏には、御穗神社並に法音寺、宗光寺、正念寺あり。南側は芝浦に面し、魚市場、鹿島神社あり。入間川の落口には、大光館、芝浦館等の料理海水浴場ありて、新濱町に對し、其繁榮と共にす。新道には妓屋軒燈を列ねたるなど、幸ちは海にありと知られぬ。

○芝浦

芝區の南、東京灣に面する海岸一帶の地を總稱して、芝浦、又、袖が浦と呼ぶ。海面、風静かに、波穏やかに、織成せる漣漪は青巒の如く、森々漫々、眼も遙かに眺められて、遠く地平の一線を劃し、房總の諸山、霞の中に隱見出没、浮鷗かと見る欹帆仄帆、呼べば應る六箇の臺場、海岸風光の佳絶なる、推して東京第一の地と稱せり。

江戸名所圖會に云、本芝町の東の海濱をいふ、芝口新橋より南、田町の邊迄の總名なり。(中略)此地を雜魚場と號け、漁獵の地たり、此海より產するを芝肴と稱して、都下に賞せり。同國雜記に云、芝の浦といへる所にいたりければ、鹽屋のけふりうちひきて物淋しきに、鹽木はこぶ舟ともを見て、やかぬより漣汐の煙名にそ立

舟にこりつむ芝の浦人

道興准后

月に、雪に、あるひは、雨に、風に、浦曲の景色、天美なるか、地美なるか、人美なるか、まことに飽きもせぬがめなり、さていつはなけれど、夏の納涼には、尤々適したる地なれば、

芝といふものゝ候夏さしき

梅 翁

東海道線の汽車、海岸に鐵軌を布設して、定刻に徂跡す、黒煙

白毒、浦風に吹き靡きつるやいかに、あはれ、漣汐焼く煙は、石炭の煤煙と變り果てつるも、名區いまだ風景を失はざるを喜ぶ。

府内備考本芝二丁目の書上に、

一海上芝浦二圓袖ヶ浦と唱申候。

一汐千瀬之儀春夏の頃は凡二十町程、秋冬の頃は凡一町程此邊遠淺にて、汐滿候節は河々十町程先、深さ凡一丈程、二十町程にて凡一丈三尺有之候。

一當浦にて魚漁之品左の通。

冬春は貝類

夏秋は芝海老、鰻、鰐、黒鯛、さて、

○御穗神社

御穗神社、社格は村社、本芝二丁目二十番地に鎮座す。古銀杏樹あり、神木に崇む、鳥居は木造、拜殿三間に二間、向拝唐獅子に龍、懸魚に龜の彫あり。格天井、銅網(御穗大明神)の匾額を拜む。渡殿二間に九尺、本社土藏造又二間に九尺たり。

江戸名所圖會に云、御穗神社、同所本芝通りより西の横町にあり、本芝の産土神にして、祭禮は三月十五日なり、別當は正福寺と號す、天台宗にして、東叡山に屬す、傳へ云、徃古駿河國三穗の海人、此浦に來り住す、故に古郷の御神なればとて、文明十一年庚子のとし、こゝに當社を勧請せしとなり、祭神御穗津彦、御穗津媛等の二神なりといへり。(土俗當社を嘗社に御穗大明神御縁起と題する謡卷あり、其詞書を讀むに、江戸名所圖會の說と大に異なれるあり。)

人皇九十七代光明院の治天、武藏國豊島郡芝の浦に、年經て

住る老翁あり、其はしめ百敷の大宮にてましくするが、南北兩朝の時なりしかば、その逆浪をさて、かゝる邊土にさすらへ給ひしにや、その容貌た、ならず、鶴髮黃顔玉の如く、仙齡いくはくといふことをしらず、三槐九棘の家にてや有けむ、七座八辨の數にてやまし／＼けむ、更にそのはじめをしらず、ふかく姓氏をつゝみて、いやしき俗人に交はり、本の銀杏の下に幽なる庵ひすひておはしけり、云々。

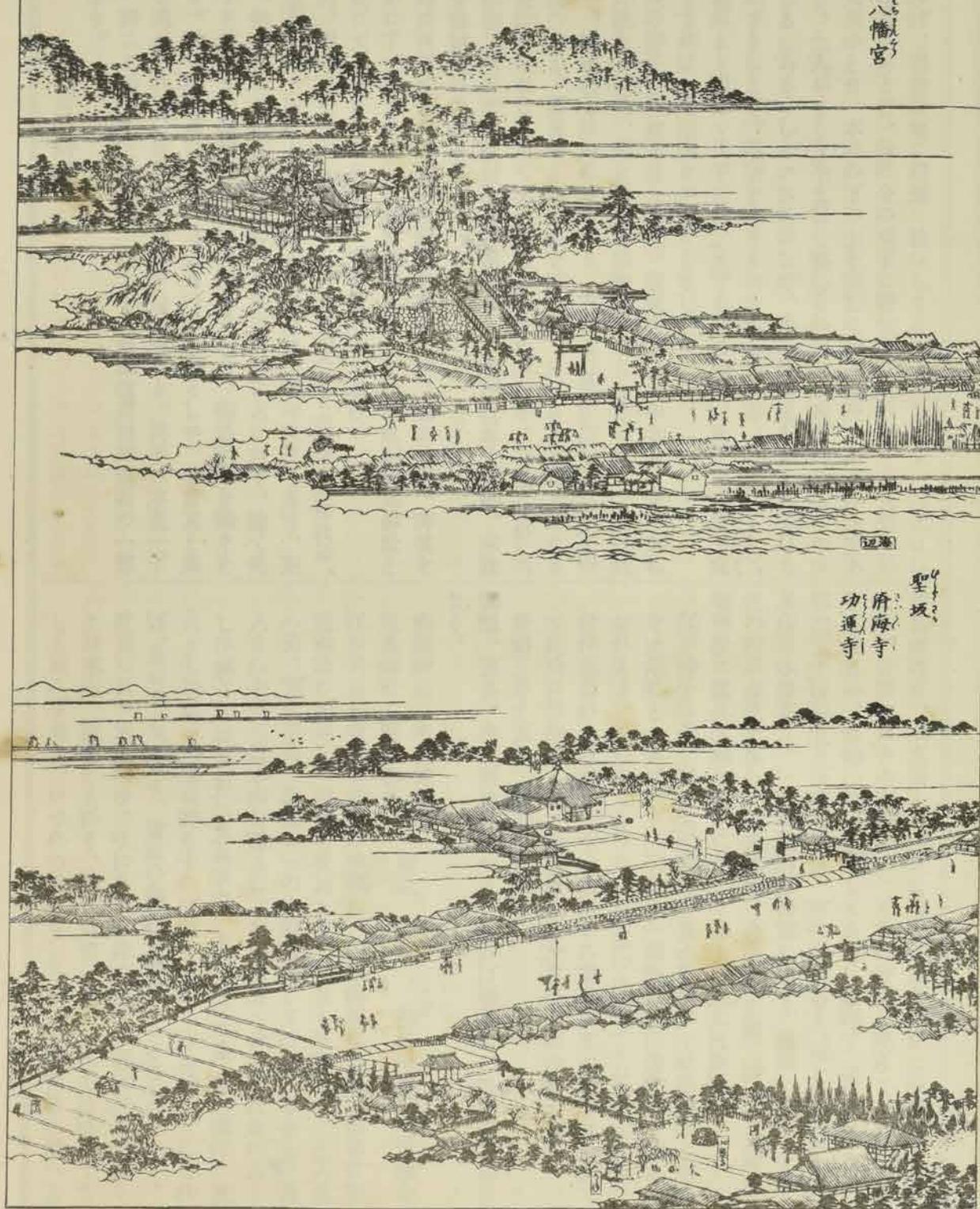
足良の山鳥の尾のなが／＼しければ、以下要を摘錄せむに、翁や濱邊にさすらひて、民を訓へ慈み、德、一郷を化しぬ。又或時は、漁父が風波の難を憫み、漂標を教へたりければ、尊敬大方ならざりき。かくて文明中、東國へ下同あんし公卿の任みちて歸洛の時、此處を通らせ給ふに、馬すくみて進まず、いかなる神のましますにやと、村長召して問ひ乱しけるに、件の翁を祀れるよし申聞えければ、歸京の後朝庭に奏し、あらたに奉幣使を賜ひ、漂標を教へたる勳績を褒し、三尾大明神の神號を賜ひきとなむ。

江戸砂子に云、御穗神社、本芝通西側、別當、天台、和光山本龍院正福寺

「風土記」古老傳云昔有神女自天降來曝羽衣於松枝漁人拾得而見之其輕軟不可言婦所謂六銖衣織女機中物乎神女乞之漁父不與神女欲上天而無羽衣於是遂與漁父爲夫婦蓋不得已其後一旦取羽衣乘雲而去漁人亦登仙

此二神を祭る所か、御穗大明神は文明十二年の鎮座なり、當冠は疱瘡の守護神なり、當氏子は七歳未満のうち痘瘡せされば、一生そのわづらひなしといへる、よつて他の氏子も立願して、當社の氏子となる事、貴賤ともに多し。當院より痘瘡よけの守出る、又神前的小石をひろひて守とする事あり。

同書補に云、此御穗社、先板に風土記を引て、羽衣の神女と登仙の漁父をまつる所歟といへり。これは「うと濱に天の羽衣むかしきてありけん袖やけふのはありて」と能因法師のよめる駿河の國三保の浦に混して古老の傳へし言ときてゆ、此たひ再板にくはしく社記ならひに土俗の談を聞に、むかし人皇九十七代光明天皇のころ、此地に一人の老翁、いつよりと鄙といひ、その頃は、ひたすらいやしき漁人のみ住て、孝悌仁義にうとかりしを、此翁をえみちびきて、年久しく住たまへり、凡百餘歳と見ゆれども、年ころをも姓名をもかつて語らず、たゞ都かたの人とのみ聞えしを、所の者は尉どの／＼といひ尊みて、何事も此翁にきいてさてりけるとそ、此翁海のかつきする者共の風波の災にあふことをあはれみて、一日此海にみをあることををしへんとて船にのり出で、その所ををしえて、みをつくしを立させ、永く風波の難を避しめしとぞ、此翁仙壽つきて身まかり給ひしを、漁人神とあがめて、尉殿の宮とてうやまひ、生る時のごとく、吉凶ともに此宮に告ておこなひ、病ことあらば此社にいのるにしるしあらすといふ事なし、しかるに文明十二年、關東へ下向の公卿此社の邊にて馬すくみですます、此公卿、所の者をまねきて靈神やあるとてづね給ふに、せゞ此尉殿の宮はかりなる事をいひ、且由來をいふより、此公感歎のあまり彼みををしへ給ひし神徳をあらはして、みをの神明とあがむべきよしのたまひしより、今の神號とはなれりとぞ、此翁はそのころ南北朝の亂を避て邊鄙にさすらひし公卿なるよしをいひつたか、もし萬里小路中納言藤房卿にやなとあるひ合さるゝ事あり、藤房卿遁世の後、上州野州の所々に跡をとゞめず住たまひし事あ



れば、考後此地に終焉し給ひしもはかるべからず、神號はしめは三尾と書、後に今之文字に替たり。ちかきころ寶曆半年火災のとき、本社の下の土を清しに、方五尺ばかりの石柳あり、土人ふるくうやまびし事しられたり、此石棺をひらかはしるしあるべしといひあひしか、氏子等神威をふそれでひらかさりしとぞ。疱瘡をまよりたまふといふ事、前後のことし、遠邦より聞傳て氏子と成、又守を乞ひ夥し、氏子七歳まで痘せされは一生疱瘡をやむことなし。

再核の砂子は縁起を信じ、且、前板の意を失ふを歎せず、而して此説あり。又、翁を萬里小路藤房卿ならむといへり。翁の姓氏や、縁起之を詳かにせざるも、方今、同神社に於ては、砂子の推測の如く、藤房卿として之を祀れり、正しき古文書、確たる歴史の考證あるにあらず、奉強なるながらひや、いといぶかし。神樂殿二間四面、社務所は其傍に在り、境内百五十坪許、末社に宇迦御魂の小祠あり。

往時は兩部にして別當は東叡山末なりしが、明治二年、神號を明かにす。現今の社掌は穂島敏行氏にして、同社が鹿島神社と一社にてありしかば各々其一字を冒せりとなむ。

祭典、以前、三月十五日なりしが、後、大祭を六月十日に改め、中祭を一月十四日と定む。祭日は縁起に、某年正月十五日、巨浪、陸を侵す。前夜、御穗神、里民の戸毎に之を告ぐ、據て免るを得たり、爾來毎年此日を紀念として、御湯神樂を捧ぐを見る。抑も此縁起は、如何なる人の手に成りしや、別當某と其名を逸したれど、妖僧神を賣らずむば可なり。氏子は本芝一丁目、同二丁目、本芝村木町、本芝下タ町及び三田四國町の一部分なり。

## 鹿島神社

鹿島神社は、本芝四丁目卅五番地、芝浦の海岸に鎮座す、村社たり。社頭に銀杏の老樹あり、左右に奇巖を聳みて、獅子狛犬を這はしめ、奉納の二字を分ちて金色に彫繕す。花崗石の鳥居、巴の紋章金色を呈し、總素木造、高欄附、京間二間半に二間半、向拜松に鷹及び龍を白彫にす、本社土藏造九尺四面。

江戸砂子に云、鹿島大明神は、寛永年中、一社浪に漂て来るを此岸にとりあげたり、又後十一面觀世音の像かなし所にながれまる、これにもとづきて、以前の小祠のその所を求れば、常州鹿島の一社なり、十一面はこれ鹿島の本地佛なり、よつて此所に勧請すと云。此兩社は本芝其外七町の產土神なり、祭禮三月十五日、兩社同日。

御穗、鹿島、本芝兩社と稱せり。されば同書に、左の如く載せたり。

御穗神社 本芝通西側  
鹿島神社 同所海手 兩社 別當  
江戸名所圖會御穗神社の次條に、同所海濱にあり、別當は御穗神社に相同じ、祭禮も又同しく、三月十五日なり、土人傳へ云、寛永年間、此浦に一の小祠漂流して汀に止るあり、漁人これを揚て其本所を尋るに、常州鹿島大神宮の社地にありし小祠なりけるよし、又其頃十一面觀音の木像、同し海汀に流よりしかば、鹿島明神も十一面觀音を以て本地佛とせしなれば、是にもとづきて、當社の御神を勧請せしとなり。

社記に云、大永年中、なにとなく沖の方より御殿ひとつた、よひ來り、此浦によれり、内に白帝一柄、たちくる波にすこしもぬれず立り、いづれの社ともしらねば、爰により給へる

ゆゑなきにあらじと、海はたにかきあげかきたりしに、日を  
へて常陸の國人舟にてたづね來り、こゝにおはしけりとて、  
事の由をかたる、是なん鹿島の神山に鎮座の一社なるが、あ  
る夜風もなきに此社ひとつ海邊にいさり出、波にうかびて漂  
ひいでたり、あまねく津渡をたくね求めて、やうやくこゝに  
見出たり、本所に歸座し奉らんとて、船にとりつけて漕もて  
さりぬ、月をこへて又同し社のおなじさまにて、流れよりし  
浦邊もはしめのところにすこしもたがはず、かつ人にかゝり  
て詫してのたまはく、此浦にしづりますべし、神祠は海に  
むかひて建よ、長く海のさちを守り、又風波のうれひながら  
しめんとなり、浦人との奇瑞をかしこみ敬ひて、此ところに  
宮所をさだめ、三尾の神と同じく祭る。

江戸名所圖會載するところも、社記に基きて其來由を叙述した  
る歟。彼は寛永といひ、此は大永と稱し、年號異にするも、同一  
の神話たり。かくの如く、當社の祭神は、常陸鹿島の神にして、即ち、武甕祖命たり。  
神樂殿は、拜殿の西南に位す、二間四面、瓦葺、二重垂木、總  
素木造、高欄附、牡丹と龍を白彫にす。境内凡二百坪、末社に  
天溝宮、稻荷大明神、住吉大明神を祀る。立木には年經たる銀  
杏と大楓木三四株、亭々として社殿の千木を包む。樹陰に踞し  
て眺を恣にするあらむか、芝浦の全景、双眸の中に蒐まり、海  
風衣袂を捲く時、微波岸頭に白し。  
往時、本芝兩社と稱し、御穗神社の別當が處理するところたり  
き、そは前條に説きぬ。現今の祠官も、御穗神社々掌穗島氏が  
兼務なり。大祭は六月十日、又御穗神社と同日、氏子町内は、  
本芝三丁目、同四丁目、入横町及び三田四國町の一部分たり。

### ●法音寺

法音寺は、本芝二丁目二十一番地にあり、御穗神社に隣す。  
江戸砂子に、演暢山法音寺、西應寺末、本芝」と載せたり、寺  
内に觀音堂あり、京清水觀世音菩薩と一本同作にして、田村將  
軍が守本尊と云傳ふ、西方第十三番の札所なり。堂は漸く一間  
四面、煉瓦造、向拜に御詠歌を掲ぐ。

ありかたや京清水の觀世音同じ佛をおがむの、寺

魚市場本芝組と芝金杉組  
魚市場は本芝町と芝金杉町にあり、芝浦の海魚を獲て市を開く。  
昔は雜魚場と唱へ、後着問屋と稱し、遂に魚市場四組に準じ、  
七組の中に加はり、方今は東京府下魚市場十三箇所の數に洩れ  
ず、芝浦の產魚もまた豊なるかな。

日本橋魚市場沿革紀要に云、芝金杉町、本芝町着問屋の儀は  
去る五十三箇年前（安政五戊午年四月の書上）文化二丙寅年  
中舊記燒失仕、委細の儀は相分り不申候得共、申傳へには難  
魚場と唱へ、素々浦方の義に付、近郷近在より魚買入に罷越  
申候處、御入國より外浦々の儀は、追々御運上金にて相納候  
得共、右貳箇浦の儀は、御菜御用と號し、御着相納罷在候、然  
る處四組着問屋職中相濟み、夏氣に至り明き浦に相成候分、  
江戸前村々荷請け致し、日本橋市場へ差送り、紛敷無之様商  
法相守り渡世致度と申聞候間、往古より着問屋仲間へ差加へ、  
四組にて進退仕候、享保五庚子年十一月豆州下田より相州浦  
賀へ御番所御引移に相成候砌り、右組内取締として四組内よ  
り浦賀通船御手形差出候魚問屋、右組へ差加へ置申候、四組  
に準じ、法式書於御評定所に、御聞請被仰付候、右法式書に  
芝金杉町、本芝町着問屋と有之、組とは唱へ不申候。  
又云、新着場、芝金杉町、本芝町三箇町の義は、組とは相唱  
へ不申候、近年御着役所にては七組着問屋と一樣に御呼出し

被仰出候儀も御座候に付、自然と申風俗に相成候。  
金杉組に網屋清兵衛といへるものあり、同通四丁目の家持にて  
屋號を印鑑問屋となむ呼びにき。當所着問屋の草創人なるよ  
しにて、相州浦賀御番所の魚船の手形は、此問屋より差出せり  
となり。印鑑の稱、蓋し之に基けるもの歟。其他問屋は幾軒も  
ありしかど、解問屋とのみ唱へたりと府内備考にいへり。又、  
享保十五戌年には、金杉町に於て着問屋三十六軒ありしが、文  
政には二十三軒に減じたりとぞ。  
今、本芝二丁目に河藤（河内屋小泉藤造）といへる大なる魚問  
屋あり、其外此邊芝着の問屋軒並なり。

### ●入間川

入間川、芝濱の入堀なり。西南は本芝一丁目と本芝材木町に、  
東北は金杉四丁目、西應寺町に接し、三田四國町地堀に於て堀  
留となる。或は赤羽川支流の餘波にもやあらむ。  
府内備考、西應寺町名主戊子の書上に、川幅東の方二間二尺、  
中程三間三尺、西の方八尺、右は町内南通地先にて、入間川  
とも入間川とも相唱候よし。  
二橋を架せり、曰く芝橋、曰く廻橋。

此川は全く汐入の堀なるより、退潮の時は、河床悉く露出し、  
舟、泥に膠す。

### ●芝橋

芝橋は東海道線芝金杉四丁目より本芝一丁目に通す、入間川の  
落口に架せり、木造なり。

府内備考に云、金杉四丁目と本芝一丁目との間なる入川に架  
す、以上四橋（新橋、宇田川橋、金杉橋、芝橋をいふ）は東  
す、以上四橋（新橋、宇田川橋、金杉橋、芝橋をいふ）は東  
と二田四國町に接し、東は本芝材木町に隣せり。一番地より二  
海道の往來なり。

芝橋の名は、本芝を芝の根元地と傳へたるより、此稱を得たる

なるべし。橋北の袂に一本の柳あり、幹は老いて蟲ばみたれど、  
芝金杉新濱町及び本芝の海岸に甍を列ねて料理割烹店、待合茶  
屋、榮華繁盛を極むるより、其供給否招聘に應すべき歌妓な  
らでやは、はじめは本芝に僅か二三軒もありしが、年々其數を  
増加し、今や新道に踏み迷はむか、軒並に玻璃燈を掲げ、三味  
の音がを聞く。

### ●本芝材木町

#### ◎位 置

本芝材木町、入間川入堀の河岸地なり、北及び東は入間川に臨  
み、南及び西は本芝二丁目と本芝下タ町に接し、其一端、纏か  
に三田四國町に隣れり。一番地より十三番地に至る。

#### ◎町名の起原

府内備考に云、「中古材木商賣之者數多有之町内地先川岸地等え  
材木積置候に付、町名に相成候由申傳候。」とあり、昔、材木商  
多く居住せしより斯く名つけたりとおぼゆ。

#### ◎景 況

#### ◎本芝下タ町

町名材木、地形河岸、されど此種の商賣、廛を開かず、又置場  
ともせず、概ね、しもた屋の生活なり。

#### ◎町名の起原

府内備考に云、下タ町と相唱候儀は魚商人共住居致下魚類を俚言に下物よと相唱右之類商致候者を下物賣と申候故數多右之類住居之地故下タ町と唱候哉に可有之由申傳に御座候。即ち下品の魚類を賣る者を下た者と唱へしより「したまち」の名に呼びしなり。

◎景況  
工場及びしもたや多く、魚類を商ふ家を見ず、町内に長徳寺及び須崎工場、山田工場、東京洗布會舍、製糞合名會社等あり。

### ◎本芝入横町

#### ◎位置

本芝入横町、西及び北は三田四國町に面し、東は本芝下タ町に接し、南は本芝四丁目に隣れり。地形、芝園橋より舊東海道筋本芝及び田町、高輪に通する市區改正一等道路第二類線は東北より西南に町内を貫きつ、且又、小路の入込みたる町なれば、宛然、海中の島嶼の如く、各所に散點せり。

#### ◎町名の起源

本芝四丁目北側の横町なり、故に此名あり、府内備考に云、入横町と唱候儀は同所四丁目北側中程横町にて大通より入候横町故入横町と唱候由申傳候。明治二年芝六軒町を合併す、俗に馬

町の稱あり、昔、馬喰が多く喰みたるに因めるとぞ、本芝入横町は、近年市區改正を行ひ、著しく地形を變換せり、番地は十三に之を分ちたれど、此際左の如き大なる移動ありき。

#### 自一番地至三十三番地

#### 一番地へ合併 (三、三、四、五ノ二、六ノ二、一七ノ二、

(一八ノ二、一九ノ二)

#### 五番地へ合併 (七、五ノ一、六ノ一、一五、一六、一七

(一、一八ノ一、一九ノ一)

#### ◎赤羽町

赤羽橋より四國町に達する道路は町端の西北に通ずれと、海軍造兵廠に面するを以て、片側町なり。其東新堀河岸に對するの

地は、商業殷賑なるを得たり。町内に銀行員高田小次郎氏が邸地に至る。

#### ◎位置

赤羽町、東南は松本町に西南は三田一丁目に接し、西北は三田綱町と三田小山町に連り、東北は赤羽川に臨む、一番地より三番地に至る。

#### ◎町名の起源

舊有馬中務大輔の邸趾なり、明治五年新に町名を加ふ、赤羽の

橋は橋名に起る、就て其條を見よ。

#### ◎景況

赤羽町は、殆むど悉皆、海軍造兵廠の敷地たり。同廠、始は工部

本芝四丁目より芝園橋に至る市區改正の道路を通す。町内に井手工場、牧野工場あり。

### ◎松本町

#### ◎位置

松本町、東北及び東南は新堀町に隣り、西南は三田四國町に、西北は赤羽町に接せり。一番地より四十六番地に至る。

#### ◎町名の起源

明治二年、松本町一丁目、同二丁目に芝新綱町代地、中門前町三丁目代地を合併し、同五年、又舊薩州藩邸を加ふ。以前より松本町と唱へ來りしか、名稱の起源とするところ、いまだ考へざる也。

#### ◎景況

赤羽橋より四國町に達する道路は町端の西北に通ずれと、海軍造兵廠に面するを以て、片側町なり。其東新堀河岸に對するの

地は、商業殷賑なるを得たり。町内に銀行員高田小次郎氏が邸地に至る。

#### ◎位置

赤羽町、東南は松本町に西南は三田一丁目に接し、西北は三田綱町と三田小山町に連り、東北は赤羽川に臨む、一番地より三番

#### 地に至る。

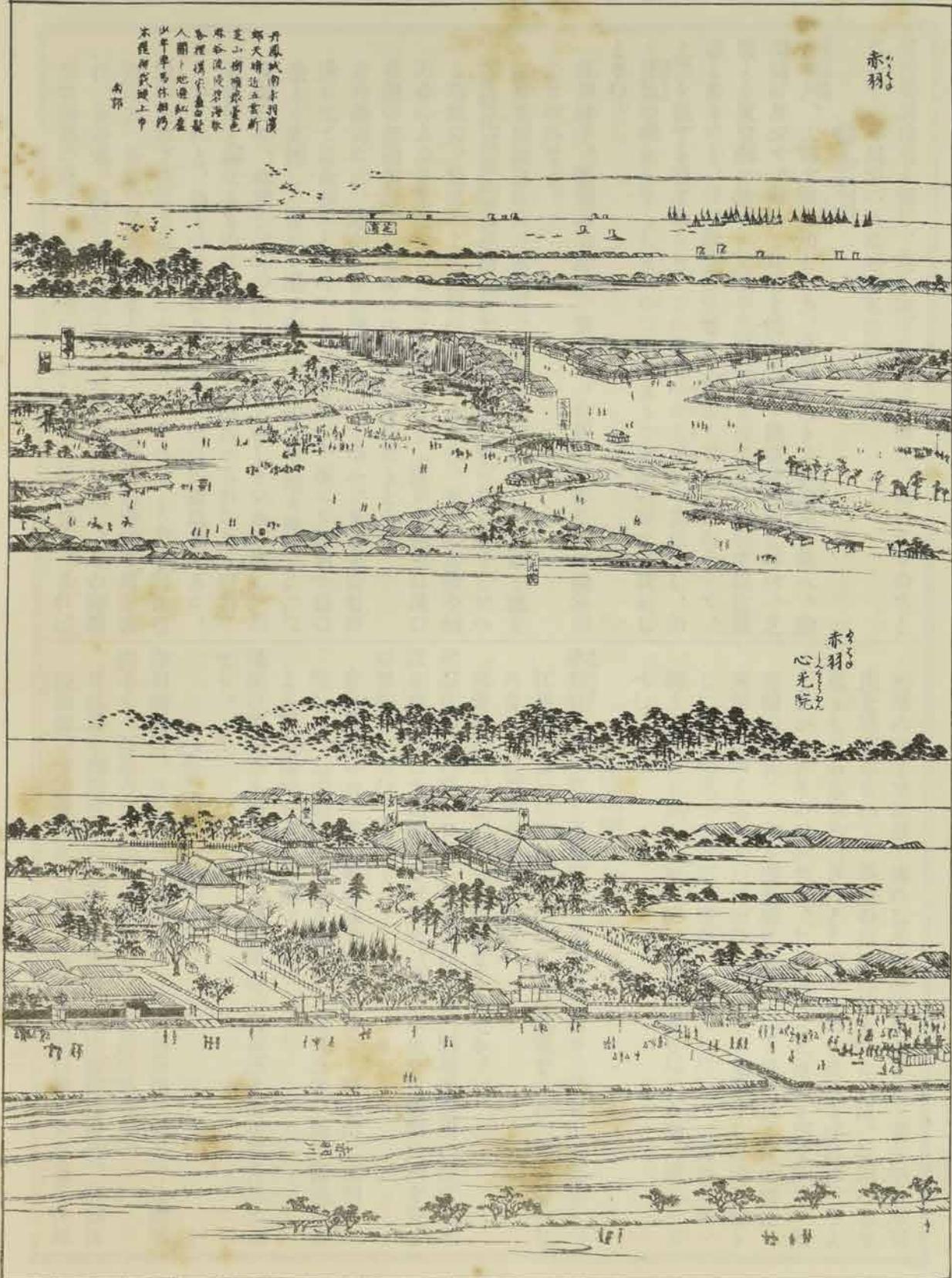
#### ◎町名の起源

舊有馬中務大輔の邸趾なり、明治五年新に町名を加ふ、赤羽の

橋は橋名に起る、就て其條を見よ。

#### ◎景況

赤羽町は、殆むど悉皆、海軍造兵廠の敷地たり。同廠、始は工部



省所屬製作所と稱し、後も海軍兵器局と改め、遂に又今の名となれり。赤羽橋の袂に赤羽電信局あり。

### ○赤羽川

赤羽川、上流を澁谷川といふ、麻布に入りて新堀川と稱へ、赤羽橋に及びて、始めて此名を得たり、下流は金杉川と呼び、芝浦より東京灣に注ぐ。元祿年間開鑿する所なり。赤羽は以前赤埴と書きたり、昔、麻布飯倉邊に土器町といへる小町ありて、土器を製する家多かりき、これ所謂かわらけにて其色赤し、仍て赤埴の稱ありたりしを、いつの頃よりか赤羽の字に書改めしとなむ。

江戸砂子、新堀の次條に、赤羽川、右新堀の事なり、澁谷川のながれなり。

江戸名所圖會に云、赤羽川、澁谷川の下流なり、新堀と號く（延寶江戸圖に麻布新堀とあり、元祿開板の江戸鹿子といへる草紙に、此河の上に赤羽の池と云ありと、云々）。元祿の始鉤命によつて是を堀らしめたまふとなり（江戸名勝志に溝口信濃守伊達美作守の兩侯これを承はられたりとあり）

府内備考に云、赤羽川は新堀川と□も唱ふ、又流末金杉の邊に至ては金杉川とも呼へり、澁谷川の下流にて麻布十番の寛文七年、延寶三年等の浚の時廣められしといふ。按に此川を新川と稱せるものは、後年川幅を堀廣められしよりの名なりとすれど、恐くは左にはあらず、正保改の國圖を見るに、

澁谷川の下流は下豊津村の南を流れ、それよりやゝ阿佐布町の方へ折れ、又東流となり、すへて荏原豊島兩郡の境を流れ、その末、高輪町と芝町との間を歷て海に達し、今の赤羽川は麻布の邊よりその枝流に分れしまに圖したり、されば

正保の頃まで郡界を流れしもの本流なりしを、寛文年中赤羽川を堀廣められて、郡界の川は埋められしかば、新川の名も

起りしにあらずや、されどこのこと正しき據なければ、今よりいかにともいひがたし、たゞ田町（芝田町と稱すれど、元高輪の地にて、今も荏原郡に屬す。二丁目、三丁目の間に、里俗紅葉川と唱ふるわづかの入堀あり、是等もし古川の殘りしにや、相傳ふ古は町の横町、皆鹽入の川にて、御成の時、御上り場にも成しといへば、大かた廣き川なる事、推てしるべし。

### ○赤羽橋

赤羽橋は松本町と赤羽町より芝公園に通ず、赤羽川に架せり。江戸砂子新堀の次條に、かなし川（新堀を云ふ）増上寺うしろなり、四國町へわたる所。

同書補に云、赤羽はもと赤埴なりといふ。

赤羽は赤埴の轉したるにやらむとは、別項赤羽川の條に之を説きぬ。而して此橋あるが故に、遂に川までも赤羽の稱を冒すに至れりとなむ。

府内備考に云、赤羽橋は増上寺裏門前より同じ川（赤羽）に架して、三田松本町へ通る橋なり、延寶三年、新川御浚の時より新に架せらるといふ。

現在の橋梁は木造にして、長十間程、明治三十四年四月成と刻せり。

### ○赤羽の舊觀

赤羽橋邊は、昔、雜沓の巣なりき。江戸名所圖會に云、此邊茶店多く、河原の北には毎朝肴市立て、繁昌の地なり。丹鳳城南赤羽濱、郊天晴近五雲新、芝山樹擁銀臺色、麻谷流侵碧海春、客裡構家羞白髮、人間ト地避紅塵、少年車馬休相

汚、沐濯耶義頭上巾

南郭

増上寺の杜は、綠長へに、茶店の彩燈流水に映じけむ。  
追涼士女晚喧嘩、咲語歌聲在水涯、赤羽橋頭好風月、夜深纔

屬散人家

如亭

朝景夕色、雨般の相、描破一番、此詩吟すべし。

狂歌江都名所圖會に、

山めぐり済し時雨の紅葉はに夕日てりそぶ赤羽御門

橋北に増上寺の赤羽門ありき。

又云、

赤羽根へ出るにも山をぬけやうかどうかありまの水天宮道

橋南は有馬中務大輔の上屋舗にして、其一隅、中之橋の邊に、

水天宮の社ありたり。後、今之蠣壳町へ遷座せり。

芝切通が、兩國橋畔と肩を双て、見世物小屋の數限りもなく、淺草奥山ともいふべき觀ありしこと、前編に之を説きぬ。しかり、切通の繁榮や、全く水天宮が神の光にて、赤羽は實に其衝路たり。

今や、有馬の邸は、海軍造兵廠となり、河岸地は其倉庫として木構を築きつゝ、増上寺の杜は翠愈翠、佛閣莊嚴の相を現し、赤羽川の流、瑠璃の如く、紋を描きて逝く。橋の袂に稻荷の小祠あり。

江戸砂子に云、赤羽稻荷、別當延命院、真言、赤羽橋。

とあるは是なり。神佛混濁禁止の令を布かれしより、別當延命院は廢され、祠のみを存す。稻荷社の傍に屋號ひづめといへる粟餅店あり。因に云、赤羽の金鐸燒といへるは名代なりしも、橋畔、係を一變したればにやあらむ、其之くところを知らずと。

## ○水天宮の舊地

赤羽町は有馬中務大輔の上屋舗趾にして、文政元年、邸内に水天宮を鎮祀す。明治の初年、同邸が上地となりしより、宮柱は一時赤坂に遷し、同五年社殿を今の日本橋蠣殻町に造営せりとなむ。其舊地は海軍造兵廠の西北隅、中の橋に面する角地にして、當時は同廠煉瓦家屋の敷地と變り果てにき。

## ○海軍造兵廠

海軍造兵廠は赤羽町一番地になり、有馬中務大輔の上屋舗跡にて、黒板塀を圍らし、殆むど同町の十分の九を以て其敷地と爲し、煉化石造の建築物、歸々として天に聳え、黒煙白霧を漂らしつ、北部の一面は、有馬邸の朱塗の門及び、兩袖の多門長屋撤せられずして、舊形を今に存し、同廠裏門として之を使用しつゝあるは、爰に特筆す。もし夫れ内部の構造或は就業の光景、製作器具の種目、毎歲の統計の如きは、帝國の消長に關す、軍機漏らし難し故に省きぬ。

## ○中ノ橋

中ノ橋は赤羽町と小山町の間より麻布區に通ず、赤羽川に架せり、木造なり。橋名の起原たるや、新門前橋なく、赤羽橋と一ノ橋の中間に位せる橋梁にてありしかば、中ノ橋とばかり稱へ來りしならむ。

## ○新門前町

新門前町は赤羽町と小山町に隣り、東と北は赤羽川を隔てて麻布區に接す、中ノ橋より一ノ橋までの河岸地なり。二十六番地に分つ。

## ○町名の起原

もと南新門前一丁目代地と稱せり、明治の初年、今の名に改めき。初は麻布區に屬したりしが、後ち芝區に編入せり。

## ○芝田町

芝田町は東京灣沿海の地にして、舊東海道線は、町内を通貫し、蜿蜒として長く、東より西に亘る。其狀巨莽の道に横はれるに似たり。南は渺茫たる東京灣に面し、東は本芝四丁目、西は車町に隣し、北は伊皿子町、三田臺町一丁目、三田功運町、通新町、横新町、三田四國町に接す。一丁目より九丁目に至る、而して番地を左の如く區割せり。

## ○芝通新町

一丁目 自一番地至十二番地  
二丁目 自一番地至二十番地  
三丁目 自一番地至二十番地  
四丁目 自一番地至十九番地  
五丁目 自一番地至十六番地  
六丁目 自一番地至二十二番地  
七丁目 自一番地至十三番地  
八丁目 自一番地至十二番地  
九丁目 自一番地至十四番地

## ○町名の起原

往時の東海道本線にして、本芝より高輪に通ず、品川馬車鐵道は單線の狹軌を布設して、常に往復せり。元れの辻邊は、市區府内備考に云、當町起立之義は往古荏原郡上高繩村と唱追々家町家に相成田町と唱候。」

府内備考に云、田町起立後町家出來に相成且三田往還に御座候故、芝通新町と相唱候哉に申傳候。其昔、上高輪村の内なり、三田通に續き田町開創の後、新に開けたる町なれば、斯くも呼びにき。明治五年、久留島安房守上屋舗の地を之に合併せり。

## ○町名の起原

府内備考に云、田町起立後町家出來に相成且三田往還に御座候故、芝通新町と相唱候哉に申傳候。其昔、上高輪村の内なり、三田通に續き田町開創の後、新に開けたる町なれば、斯くも呼びにき。明治五年、久留島安房守上屋舗の地を之に合併せり。

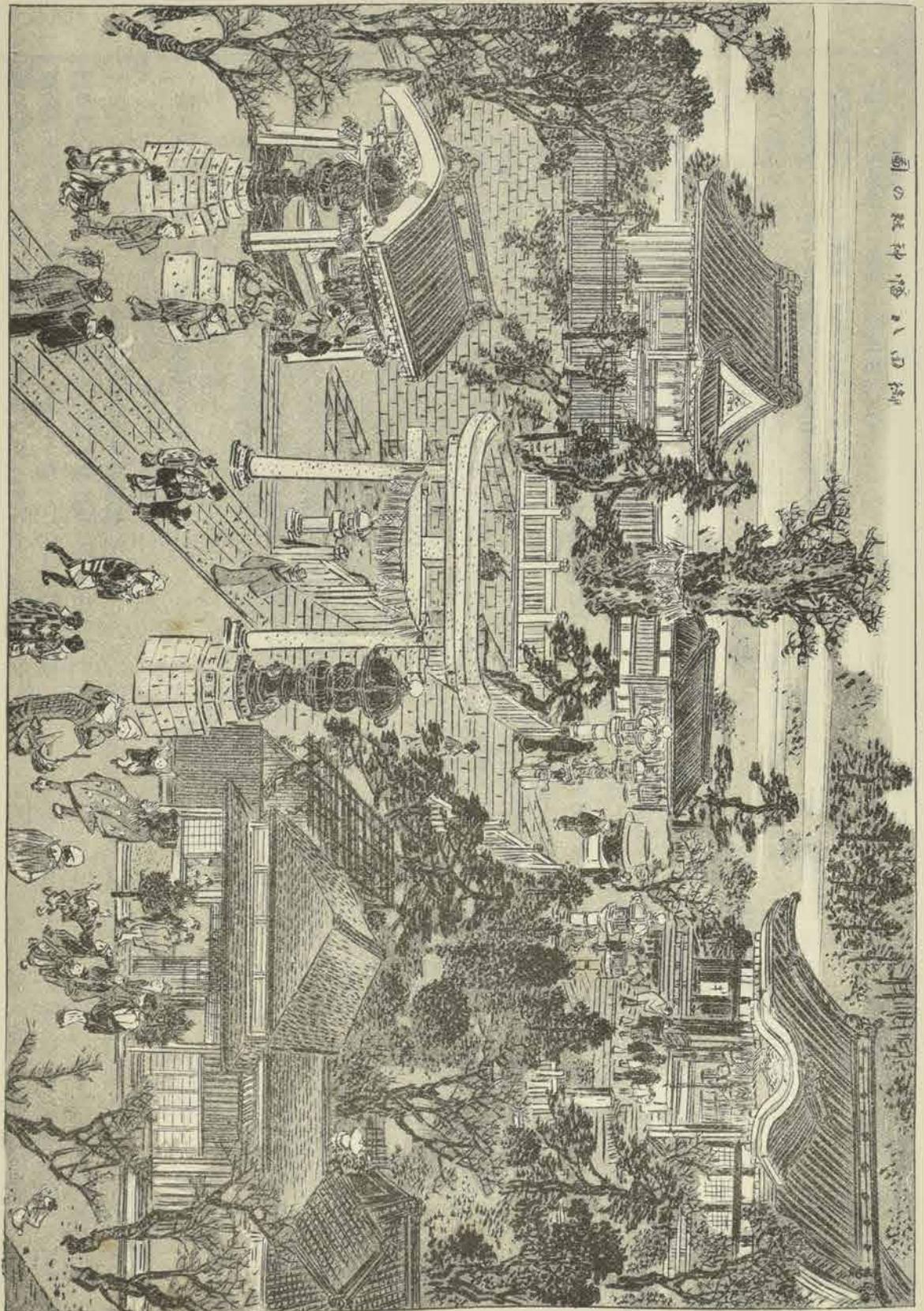


圖 11 芝田八幡宮

改正を行ひ、柳樹を列植して、人道車道を區別す。四丁目までの間、道路の北側は、矮屋軒を列ね、南側には工場多し。村井兄弟商會東京本店及び工場新築地を始め、勝木工場、鈴木工場、池貝工場、富岡工場、松井工場等にして、品川電燈株式會社また此地にあり。東海道鐵道線路は、坡を築き、枕木を敷きて、蜿蜒一條、海面を劃すれば、四丁目より九丁目まで、汐入の長渠となり、以て車町に及ぶ。濱海の地には、華族柳澤家を始め、銀行員廣部氏か控邸等、風流韻致を旨としたる日本造の家屋がびたゞしく、七八丁目邊、積翠滴たる三田臺町並に伊皿子町の丘陵に接しては、今村清之助、淺野總一郎氏等、西洋風の巍々たる建築物を起せり。町内に御田八幡神社の宮柱、知福院、延立寺、成覺寺の佛刹あり。

### ●御田八幡神社

御田八幡神社は、芝田町七丁目十一、十二番地に鎮座す。伊皿子の丘陵に據り、芝浦に面せり。東海道線は社前に通じ、札の辻より品川驛に至る。黒塗の衝門あり、門内磐石一條、唐銅の燈爐、石の狛犬各兩基、一基の鳥居を得、寶曆三年の銘あり、右に社家、左に御手洗屋、鐵板葺、素木造、唐獅子の彫、天井墨繪の龍、狩野探信の筆、水盤に文化の年號を刻す。傍に石井あり、御供水に充つ、石垣をたゞ、む、高さ丈餘、壁面に龍頭を裝置し、以て湯となす、其下は瀧壺なり。聞く、泉源を後丘に置く、筧を土中に埋め、導きて龍頭より之を吐かしめしも、兩三年前、大弓を弄ぶものありて、土を踏み固め、筧を損じ、湯遂に涸ると、惜むべし。境内、松を栽、櫻を培す、礎馴松の石壁に懸れるあり、風景佳なりとす。石階十八級、升り盡すてろ、二基の石燈爐を得、石の狛犬あり、雨淋霜打、凡に非ず、元祿の銘を刻す、又石燈爐兩基、寶曆年間寄進する所、以て拜殿に通

す、階前右に百度石（文政）左に大釜（天保）其隣老銀杏、注連を施して神木に崇む。殿は鐵板葺、黒木造、上蓋、勾欄朱塗、向拜龍、唐獅子、象を繪彫鏤す。格天井に花鳥を書き、壁畫に仙鶴を舞はしめ、欄間に鷹を透彫にする。翠簾深く垂れて、八幡宮と區せる一面の額、金幣三柄、黃銅滅金の木硯兩基をして神前には躋躇せしめ、大太鼓を吊る。本社また鐵板葺、二重垂木、朱塗、勾欄附、彩彫あり。玉垣、瓦葺、朱塗、柱と腰を黒塗にす、丘を負ひ、芝浦に面し、結構莊嚴、風光絶、最も眺望に適す。

江戸砂子に云、

三田八幡宮 田町 別當 眺海山無量院

石清水同社なり、むかしは達三田にあり、人皇百十一代後光明天皇正保年中に當社に鎮座と云、神體は波邊綱が守護の神といへり、田町九丁其外十三丁の鎮守、祭禮八月十五日、隔年。

風土記、荏原郡御田郷、或箕多、

稗田八幡

圭田五十八束三字田

所祭應神天皇、武内宿禰、荒木田襲津彦等也

和銅二年己酉八月十五日始行三神禮、當社の事歟、猶可尋。

新編江戸志に云、三田八幡神社、田町七丁目、別當眺海山無量院、社傳云、當社は人皇六十六代一條院御宇寛弘年中の草創。

本地の薩摩は傳教大師の作、綱が守護り本尊也と云々。

按るに當社は則風土記に出處の稗田八幡成ベし、江戸砂子にも風土記曰を引て當社の事は猶尋ぬべしと書しは、洁涼か説然べし。」

江戸名所圖會に云、芝田町七丁目にあり、三田の總鎮守にして祭る所、山城男山八幡宮と同くして、後一條帝寛仁年間草

創すといひ傳ふ、舊地は窪三田にあり、土人云、當社は延喜式の神名記及び武藏風土記等の書に載る所の稗田神社是なり、今も其地に一社あり、窪三田八幡宮と稱す。正保年間、今の地へ移し奉るといへり。此地後は山林にして、前は東海に臨む、故に風光秀美なり、別當は天台宗にして、眺海山無量院と號す、祭禮は隔年八月十五日に修行す、放生會あり。

延喜式神名帳云、武藏國荏原郡御田郷、稗田八幡。」

當社の舊記に云、稗田神社、三田八幡宮垂跡之地、荏原郡阿左布領、銀御田郷、箕田八幡、皇太神宮傳來記、人皇四十三

代元明天皇御宇御鎮座勅願之御趣意、禁中宣命御寫曰、

日本風土記第八十三

武藏國荏原郡或江原御田郷  
稗田

入浦三ヶ所、川二流、澤三流、宮社七ヶ所、寺院五寄、

稗田八幡皇太神宮、圭田五十八束、三字田

仲哀天皇 三座

神功神后 春日高良二座大明神

和銅二年己酉秋八月十五日始而行、異敵降伏之神事、因以

有二神地及神戸、至戸簾、日本風土記殘冊十七冊之内武

藏國荏原郡藤原大納言高基卿家本寫之

文明元年壬辰八月下旬

此一卷者、以船橋秀賢卿寫之

寛永七年庚午五月下旬

書納豊後守中原職厚

延喜式神名帳或は風土記に載せたる稗田神社なるや、否や、荏原郡御田郷とあるより、當社にてはあらざりしかと、只、憶測

せらるゝのみ、尙、舊記古文書、數多保存せらるゝも、悉く信

すべからざるものあり、妖僧、時に風土記の殘片を繙きて、根

無草の縁起を草し、神を欺き、人を惑はすならむ歟。

幕府の頃には、東叡山の末、天台の佛刹なりき。明治二年九月、僧、復飾して神號を唱へ、稗田神社と稱せり。同六年、郷社に定めらるゝ而して稗田神社の來由明晰ならざるより、御田八幡

神社と改めにき。

寶物には縁起四卷あり、舊別當眺海山無量院が手寫するところ、

畫卷、詞書を挿む。又羅生門鬼退治の金札一面、渡邊綱が奉納

神樂殿は西南に位す、瓦葺、二間に三間、其傍、本社の西に末

社宇一棟あり、祀れるもの、

上光稻荷大神

稻荷大神

嚴島大神

少彦名大神

八雲大神

大國主大神

阿夫利大神

月山大神

湯殿山大神

羽黒山大神

猿田彦大神

琴平大神

古峰大神

春日大神

津島大神

琴平大神

古峰大神

境内に左の二碑あり、甲は拜殿に接し、乙は八耳神社の側に立

(甲)人生一期きのかありてけふあり、安閑自樂むもとより生を

怠らず、いつなんぞしをしらむ

それなりにあくる日と成蛙哉

田郊堂龜陸

(乙)御手洗のかすみのまつに十五夜の影をいたゞ氏子繁昌

天保十一年子八月

武藏屋留五郎

大祭は毎年八月十五日にして、正五九月に中祭を營ひ、氏子は

芝田町一丁目より九丁目に至る、並に伊皿子町、通新町、横新町

及び三田四國町の一部分とす。現在の社司は青木正教氏なり。

### 品川電燈株式會社

品川電燈株式會社は芝田町四丁目四番地にあり、去る明治二十二年四月の創設にして、當初は資本金拾萬圓の小會社なりしが、

爾後電燈需用者の増加に伴ひ、漸次發達して、現今に於ては四

拾萬圓に増資し、其株數は八千株(壹株五拾圓)現拂込參拾萬圓

(壹株參拾七圓五拾圓)、株主人員百拾五名。現任業務擔當役

員は專務取締役宏虎童、支配人渡邊義方、技師長駒井宇一郎氏之

に當る。而して電燈供給の區域は芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、

小石川、本郷の七區及荏原、豊多摩の二郡に涉り、現在送電せ

る總燈數は八千五百六拾燈なるが、目下增設中に係る最新式の

發電諸機械完成の上は、供給燈數を壹萬五千餘燈に增加し得べ

しとなり。

同社の電燈供給區域中芝、麻布の二區及荏原、豊多摩の二郡は市區改正、東京灣築港の結果に伴ひ、其地位漸次發達繁榮の傾向あるを以て、前記の增設設計完成せんも、其燈數は需用を充たす能はず第貳次の増設設計を爲すべきの必要、既に顯著せりと云ふ。

### ○札之辻

芝田町四丁目五丁目の間、道路三條に分岐するところ、元札之辻と唱ふ。江戸砂子に云、元札辻、田町四丁目の三辻なり、むかし此所に御高札場あり、今は牛町にあり。府内備考に云、田町四五丁目の間に昔高札場ありしを、後年下高輪境今のが高札場へ移されしゆゑ、こゝを元札之辻といへり。元字を略して札之辻と計りも唱ふ。即ち、東海道線を高輪より來り、一は新橋に達し、一は赤羽に通ずる辻なり。近年、市區改正を行ひ、人道車道を分ち、田町通には左右兩側に柳を列植し、品川行の馬車

西角に藥舗あり、生薦麥店、しるこや、之に隣り、昔の辻を聯想せしむるも、品川電燈會社をはじめ、工場商會多く、東角に巡査派出所あり、北は四國町通の市街に連なる。

### ○堺屋反魂丹

江戸名物狂詩選に云、堺屋反魂丹、芝田町四丁目、

田町元祖反魂丹、一粒呑來諸病安、霍亂食傷又腹痛、懷中貯得萬人歡、

札之辻の藥舗なりしが、今、此家は絶えにき。

府内備考芝田町二丁目の書上に云、右は町内西の方芝田町三丁目地煙下水にて紅葉川と相唱、右兩町間横町一圓に古は川にて没入の場所のよし、先年此所より御小船にて御乗込有御上り場に相成候由申傳に御座候へ共、何の頃と申年代等相知不申、申傳にて當時往還横切下水に相成、水上芝横新町、芝田町三丁目境、落込の大下水に相成、往還石橋渡し五尺に幅二間一尺有之、兩町持にて掛初年代等相分不申候。」と或は赤羽川の一支流にや、確かな證左なれば、今之を考るによしなし。

### ○紅葉川

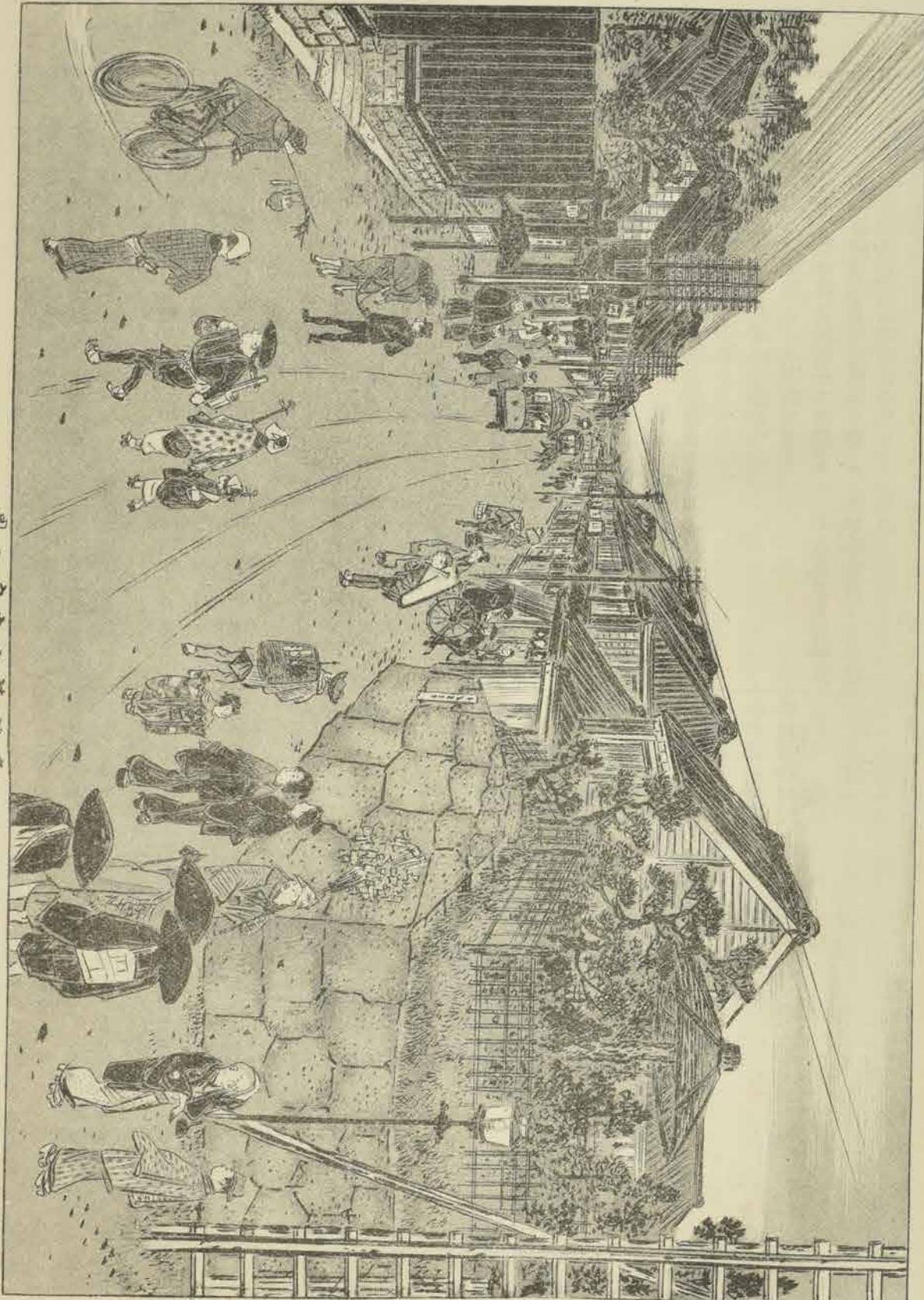
芝田町四丁目の沿岸に、俚俗棒屋河岸の呼名ありき。府内備考の書上に云、當町東の方海手木戸際に、當町内家持利兵衛地面の幅五間一尺、奥行七間並通り路次三尺餘右海手際の空地の物揚場を古來より棒屋河岸と唱候義、右地而内は何の頃歟、棒職人住居仕候故、棒屋河岸と唱候よし、年久敷義に付、曉と相辨へ候もの無御座候へ共、右申傳にて御座候。

### ○棒屋河岸

芝田町四丁目の沿岸に、俚俗棒屋河岸の呼名ありき。府内備考の書上に云、當町東の方海手木戸際に、當町内家持利兵衛地面の幅五間一尺、奥行七間並通り路次三尺餘右海手際の空地の物揚場を古來より棒屋河岸と唱候義、右地而内は何の頃歟、棒職人住居仕候故、棒屋河岸と唱候よし、年久敷義に付、曉と相辨へ候もの無御座候へ共、右申傳にて御座候。

### ○伊皿子町

◎位 置



芝伊皿子町は。東南の二面は田町八丁目九丁目と車町に其の界を交へ。西は高輪臺町と同西臺町に接し。北は三田臺町一丁目二丁目に鄰り。屈曲多く道路甚た錯雜せり。今は臺町とは稱せざれども。地位は依然として岡陵に據れり。  
番地は一番地より七十九番地に至る。

◎町名の起原沿革

伊皿子は。他の町名と其の趣を異にしたれば。仔細あらむと諸書を檢せしも。其の説詳ならず。或はいふ昔時伊皿子又は伊更子といへる外國人の住せしより。此名存せりと。然れども未だ其の證左を得ず。砂子には一案を掲げて云。いさらでの地名文字も熟せず。他國にも聞及ばず。いかさまめづらしき名なりと。不審のあまり愚案あり。おそらく此所あさらきなるべし。大佛と書か。太平記高時が一族大佛陸奥守貞直あり。武藏國に住しとなり。又鎌倉大佛の邊に住ける故ともいふ。鎌倉にもあさらぎの地名なし。ある古老云。今高輪如來寺の大佛は。ひかし大佛ありしか。寺斷絶してのち再び木食但唱寛永年中舊地をもとめて寺を建といへり。しからばむかし大佛ありしや。此説實ならば。おさらぎの轉語にうたがひなし。又如來寺を今俗に大佛といふ。如來寺建て後におさらぎといひしや。猶ほ尋べし。此説未ざ徹底せず。姑く掲げて参考に供す。

伊皿子町は。幕府執政の頃は伊皿子臺町と稱せしが。明治二年臺の字を省けり。地域は大番組屋敷と數個の寺地を加へて。從前よりは遙かに擴張せり。

●伊皿子坂

伊皿子坂は聖坂より南、伊皿子町より田町九丁目に下る坂をいふ。舊名は潮見坂にて。古名を潮見崎と呼へり。此坂より東望すれば。芝浦は脚下に在りて潮汐の進退明かに見るを得れば名

く。又潮見坂は功運町の北三田三丁目との間の坂なりとの説あり。何れにても觀潮の名に負かす。

●月の岬

伊皿子の中に月の岬と稱する所ありといふ。武江圖説には藝王寺大圓寺邊とぞとあり。砂子に東都紀行を引て「秋ならは月のみさきやいかならん名は夏山のしけみのみして」といへる歌を載せたり。いにしへは此近傍に總て七崎あり。そは月の岬。潮見崎。神か崎。大崎。荒井か崎。千代か崎。長南か崎是なりといふ。

●名物の麁

砂子等の諸書に當所の麁名物なりとあり。安永十年俳人提亭の種ふるしにも。「鉄芝伊皿子」と見ゆ。其の高名なりしこと知るべし。今同町を過るに鉄屋あるを見ず。唯三田臺町に一軒あるを認めたり。名物を失ふは惜きことなり。

●芝車町

◎位 置

芝車町は。東の方大路を隔てゝ海濱に枕みて。鐵道の東海線路を擁し。西は泉岳寺の背後に至りて。高輪臺町に接し。南は高輪北町と其の界を交へ。北は伊皿子町に連りたり。其の形凹凸一ならず。大體は異様なる背形に似たり。

番地は一番地より八十五番地に至る。其の中四番地は缺たり。

◎町名の起原沿革

牛町は。むかしは高繩手の原野の中なりしが。寛永十六年嘗て江戸に召寄せたる京都四條車町の牛屋木村清兵衛に永代貸下けの地と爲せしより。此名を命ぜしなり。明治以前此處の牛屋仙波太郎兵衛は其の名最も高かりし。當時の景況は。江戸名所圖會に載せあれは。よろしく參照すべし。

狂歌江戸名所圖會に云。牛町牛小屋延寶の江戸繪圖に。牛の尻とあり。牛を畜する家あまたあり。昔は三十六株ありしを。今は四株と成り。仙波太郎兵衛と呼ぶ。牛の數一千匹にあまれり。養ふ所の牛額ちいさく。角はうしろになひきたるを。藪覆と名

けて上品なり。すべて牛は行くこと正しく殊に早し。形かたやかにして精氣たゆます。力量勝れたるに。輓をかけ重きをのせ遠きに運ぶ。人の用を助くること少からず。古は淀、鳥羽にのみあり。都の外にはなかりしを。御入國より許容ありて。江戸に之を用ゆること、はなりぬ。餘は駿河にあるのみ。」

大木戸て名をあひ椿の太郎兵衛はかるい駕籠かき重き牛持

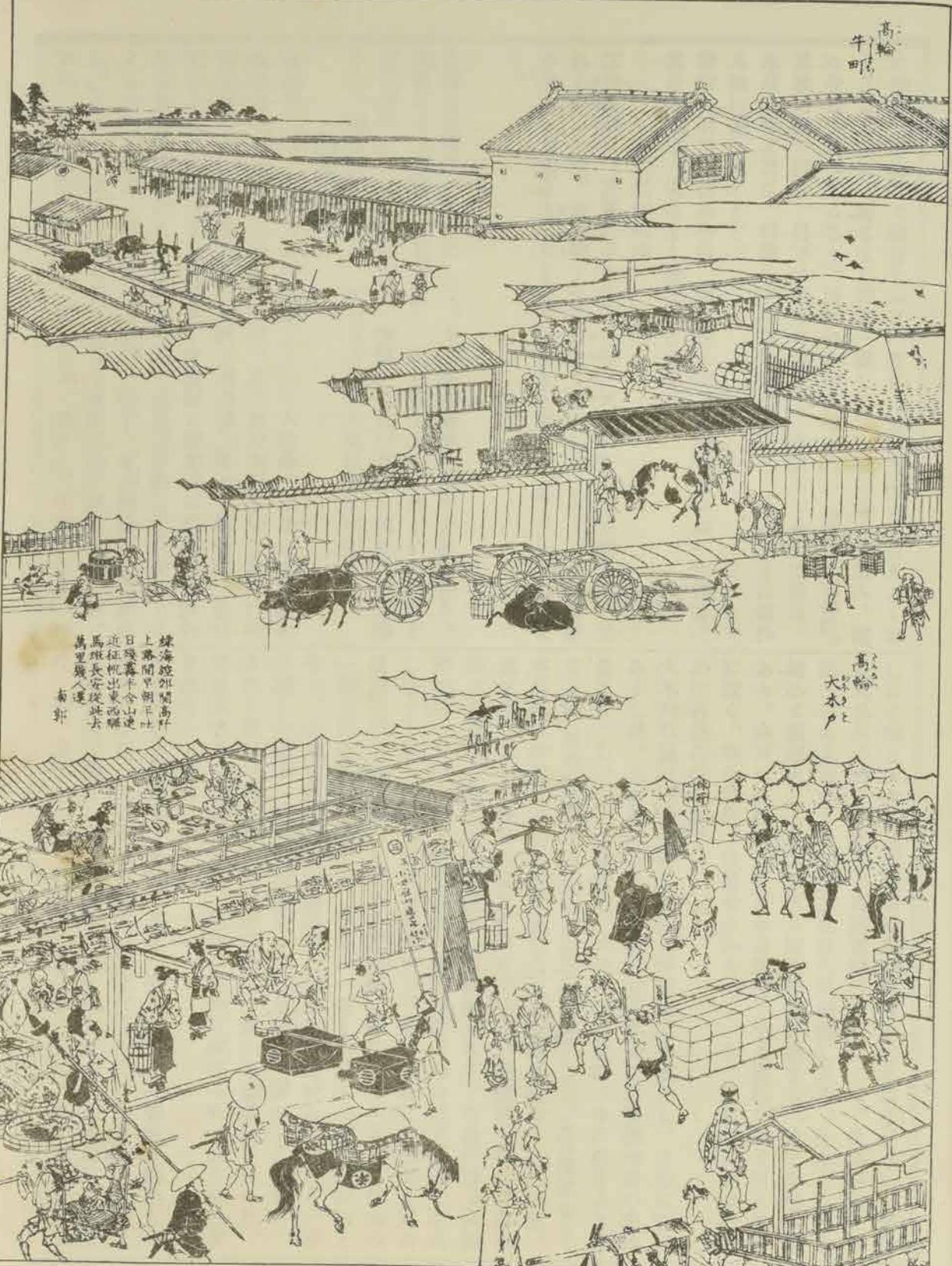
かゝれは。當時かでやにも太郎兵衛といへるものありしと見ゆ。

櫻元て金をとりても櫻元へつけめ氣性の芝の牛持

駕籠ならは富もせましを太郎兵衛が牛に名たる牛町の家

これにて當時の豪富想ふべし。

前年時事新報に牛車と題して數項の記事を掲げたり。今其の中より牛車營業の沿革に係る一項を抄錄して。地名の参考とす。



寛永十三年徳川三代將軍の時。市ヶ谷牛込土橋通りの見附并に郭通りの普請あり。晉て大阪陣屋へ武具兵糧を牛車にて運送せる。京都四條車町の牛屋木村清兵衛（當時五十三歳）なるものを。江戸に召寄せて。之れに市ヶ谷八幡社前四町餘の地を牛小屋場として貸下け。牛車を用ひて工事に着手せしむ。是れぞ今日東京に見る牛車の始めなり。斯て普請出來の後木村は歸京するべき旨伺ひ出でしに。當地に於て屋舗を許すべければ。適當なる地所を見立つべしと評定所よりの命あり。依て中橋廣小路を願出でしに。同町は手狭なりとて聞届けられず。更に芝金杉十頭を越へしめざる事。牛一頭に付き一兩づゝの年金を高輪へ入るゝ事となり。茲に示談行届きしかば。其後双方の確執次第

を選べしとあり。遂に高輪を頒出で始めて聞届けられ。同町

四町を車町と命名して。寺社奉行安藤右京進、松平出雲守、町

奉行神尾備前守、朝倉石見守、勘定庄田小左衛門、督根源左衛門、朝比奈源六立會ひの上。永代貸下げの事と爲りしは。實に

寛永十六年閏十一月なり。既にして明暦元年十月木村死亡し。

其子卯兵衛繼びて牛屋を勤めしが。寛文五年三月死せしかは。

翌六年芝伊皿子の大岩伊兵衛なる者。木村の牛屋株を買求めて

澤伯郎宅に屋舗を開きぬ。左れと間もなく番頭木田屋善三郎、山

口徳右衛門田申喜右衛門、吉田某を分家せしめて牛屋を相續せしめ。仙波は業を轉して細川家に出入する事となり。而して番

頭木田は今のがれの高輪車町八番地井上金助方の所に。山口吉田は同

車町九番地澁谷嘉助氏控邸の所に。田中は同車町二十七番地材

木商三田林藏方の所に。何れも門構の住居を爲したるが。中にも

吉田は六十頭の牛飼ひ。吉田御殿と呼ばる、程立派に暮し居た

りとそ。揚この四軒は常に尾州紀州の御用を勤めしかば。何れも

虎の威を借る牛車。大道狭く轢り出すに逢ふては。武士でさへ

避けて通し。別けて此町をばホイ声上げて通行する者なりしよ

し。然るに十二代將軍の代に至り。新宿附近に於て。密かに牛

屋を始めたるものありければ。四軒の牛屋は申合せ。新宿田無

四谷邊の牛屋を集めて。大に其不都合を責めたるに。田無の親

分半兵衛なる者。一同の總代となりて。只管に詫入り。尙ほ種

種と交渉したる結果。新宿を荒牛の仕込場となす事。高輪へ無

斷にては決して牛を四ツ谷見附内へ入れざる事。飼牛の數は五

に解け。高輪にて御用牛不足の際は、新宿其他より雇入るゝ事となりたるに間もなく時勢一變して、牛屋の規則も破れ。遂に今日に及びたるなり。因にいふ前記牛屋の中、仙波の子孫は、其後白金に移り、目下は品川に住居し、又車町の井上金助は、本田の株を買ひ、相變らず牛屋を爲し居るも、他の家々は何れも既に絶へたりとぞ。

當町は明治以後泉岳寺、如來寺及び其の門前地を加へたれば、其の地域は、從前より廣衍になれり。

◎里俗の稱

江戸町鑑に、芝車町里俗牛町と唱。同所田町九丁目續之處。里俗七軒丁と唱。同所横丁里俗ねいも横丁と唱とあり。今芝警察分署ある前通を大木戸と呼ぶ。もと大木戸の在りしを以てなり。

◎景況

芝車町は舊江戸入口にして。今も品川停車場其の近きに在り。鐵道馬車も頻繁に往来し居り。殊に四十七士の墓といふ名物を有し居れば、日を逐ふて益々繁榮す。其の海濱に枕める割烹櫻など。眺望甚だ奇なり。元旦及び二十六夜は特に宴客多し。

○大木戸

總鹿子に云、大木戸は日本橋より四十六町餘、芝橋より十四町未の方なり、寶永七年庚寅の年、あらかに木戸石垣を築かれ御高札場と成。府内備考芝田町四丁目の書上に云、御高札、右は天和二戌年中當所御取拂相成、芝車町に御建替に相成、翌天和三亥年正月中御高札一枚相建申候、尤見守の儀は芝田町一丁目より同九丁目迄、通新町、横新町、右十一ヶ所懇持にて相勤申候。」とあり。高札は初め芝田町四丁目の三辻に建てたりしが、天和二年芝車町に移され、寶永七年、更に木戸石垣を築かれ

しこと知るべき也。從是、高札場の舊地を元札の辻と稱し、當所に大木戸の名を得たり。東海道線の衝路にして、其頃高輪は片側にのみ人家ありて、道路は直ちに海濱に通ず、大木戸に至り始めて兩側人となる。江戸市街の分界線なり。傍に休憩茶屋あり。木戸は左右に高く石壘を築き、壘上高札を建て門を其間に設く、明治初年、毀撤せられたるも、今、芝車町三番地に僅かに石壘の跡を存す。

大木戸の址は、芝車町三番地及び同町七番地たり、左右に石壘ありしが、七番地の方は先年撤壊せられぬ。芝警察分署の敷地是なり。しかり、三番地に、いかにして遺址、今に存するを得たるが、同所地續八十一番地に山田忠兵衛といへる資産家あり。木戸既に枯樹して、石壘苔を蒸すの時、此邊に住める牛坊の徒、屢々来て、に憩ひ、糞尿を恣にすれば、醜穢窮りなし、山田氏之を憂ひ、此官有地を借用して庭園となす。石壘の頂、六坪許の地に、竹の四ツ目をゆび、松、檜葉、椿の類を栽み、中央に亭子を構へ、以て風致を添へたり。亭や、葺くに杉皮を用ひ其形七稜、細き峰竹を伏せて棕櫚繩に結び、支ふるに自然木の一柱を以てす屋根裏には、牛車の一輪を貼付す、柱は之が軸となり、尖端は屋根の表に露出す。其狀傘を開けるに似たり。亭に就くの道や、壘下に墻塀あり、門を設く、扉固く鎖せり、されど道路の側にあれば、往來の人、仰て之を望むを得べし。氏は大木戸の遺址として、紀念に存せむが爲めに、故らに此園を結びつるとなり。

聞く伊能忠敬先生、高輪大木戸の側を以て、其測量起點地となりとなむ。此石壘歟。先生、寛延元年を以て下總佐原に生れ、高橋東岡を師とし、星曆測地の術に精通せり、文化元年を以て歿し、享年七十四、正四位を贈らる、遣功、勒して芝公園。

山の嶺に建てり（第七編を参照せよ）山田氏後に先生が其起點地たりしてと傳へ聞きて、名蹟を發揚せむことを再三府廳に出願せしも、未だ其許可を得ず。

地位翼然として芝浦の全景を領し、風光尤も佳なりとす。吾測量の術を解せざるも、必ずよ、優勢の地たらむことを懷ふ。況むや是れ大木戸の遺址なるにおいてをや、山田氏が芳志に對し、聊か謝意を表すると、もに、其長へならむことを望みぬ。

### ●如來寺の大佛

如來寺の大佛堂は、牛町の大通りより西に入る處に在りて。其の堂前の一通は、恰も泉岳寺の表門に通せり。正面入口に五智如來歸命山と刻したる石柱を建つ。背面には六字の名號あり。經曰云々と行文ありて。末に元祿八乙亥八月廿日願主本食昌悅真圓謹立と題銘せり。左右に石製の燈籠双時し。右に地藏堂あり。六尺餘の青石の平面に彫りたる像にて。他には見ざる所なり。世に之を毛彌の地藏といふ。惜哉其の年次を刻せず。左の方には鐘樓孤立し。其の當面は即ち大佛堂なり。朱塗にて横に長し。寛永十二年の建立にて。如來中央に胡坐し。左右に釋迦佛等四個の像を列す。皆七尺餘にして建座の上に在り。如來寺の開山木食但唱の自作なりといふ。詣者稀にして晝静かに。鶴鳩の聲獨り谷々として屋棟に聞ゆ。

如來寺は其の北方に在り。天台宗上野末にて大日院といふ。門に住持沖村範廣の名標を掲げたり。砂子に石像二王力士一丈六尺とあり。補に石の二王は寛保のころ回祿にかかりて碎たるを、今なほ境内に積ふきぬ」と記あれど。現今は見當らず。

同寺内の北の岡を臥龍岡といふ。其の形を以て名く。又天満宮あるを以て俗に天神山ともいへるよし。諸書に記せり。今は全く一變して家など建列ねあり。空しく佳名を傳ぶるのみ。

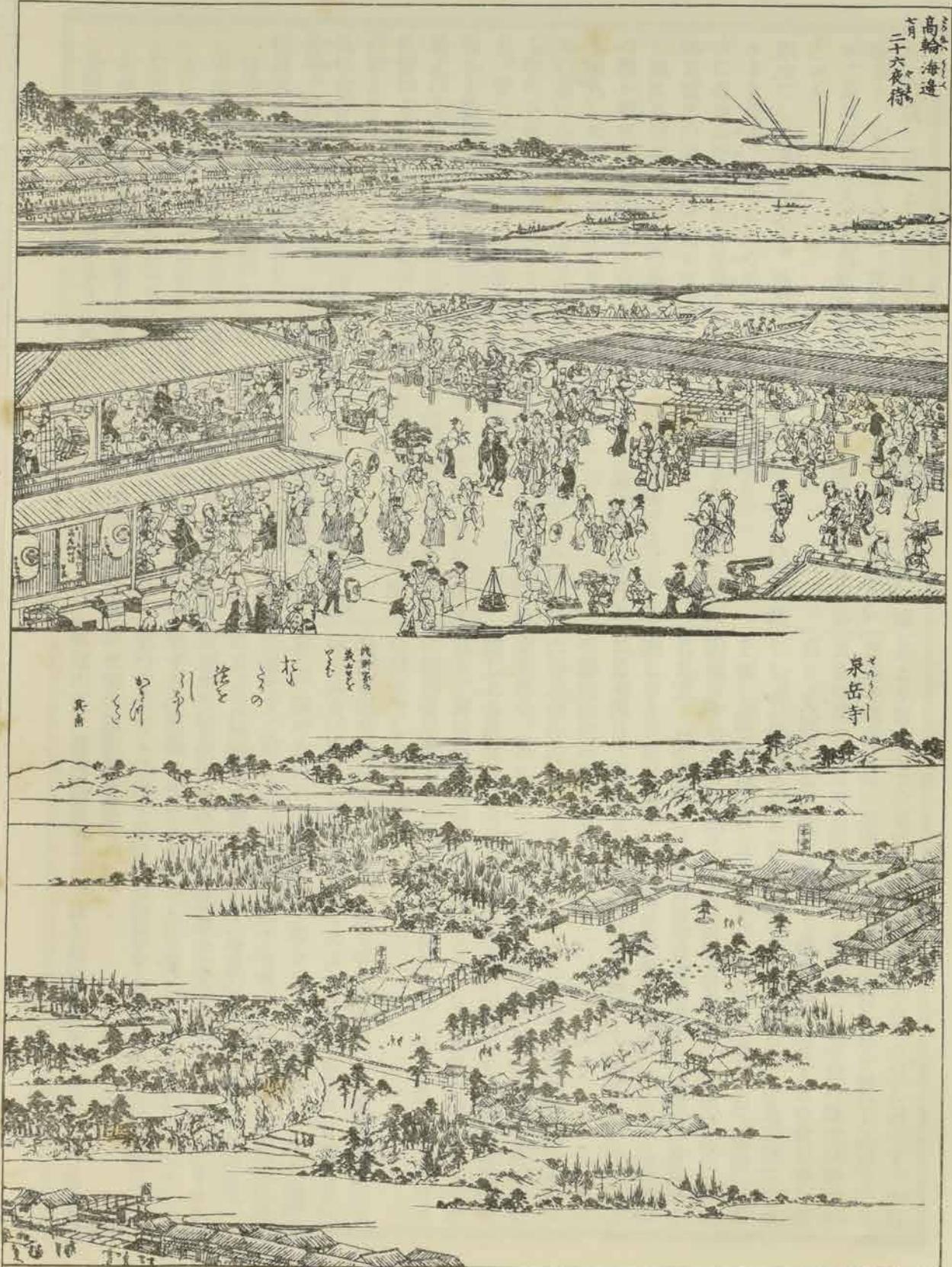
### ●泉岳寺

泉岳寺は、芝車町五十六番地に在り。兒童走卒も皆其の名を知らざるはなし。當寺は下野なる富田の大中寺に屬し。曹洞宗にて。江戸三ヶ寺の一員たり。慶長年間門庵宗闢和尚、台命を奉じて。外櫻田（麻布なりともいふ）に建立せしが。寛永十八年再び命を奉じて。此地に移りしといふ。本尊釋迦如來は。座像にて脇士は文殊普賢なり。門前の市家にては。四十七士に關する酒盃并簪等を鬻ぎ。忠臣亭といひ。或は赤穂亭など稱するもおかし。表門は素木にて。萬松山の匾額を掲ぐ。康熙辛酉孟冬上浣閏沙門道需書との落款あり。門内の小渠には石砌を架し。傍に壇内へ車馬にて乗入べからず等の告示標を建てる。次は樓門にて是れ亦素木製なり。高く泉岳寺と題せし横額を掛く。此門は天保三年秋再建せし所なり。本堂の玄關には。獅子吼と大書せし額を頼し。文政二年卯八月中將源齊宣と題し。傍に比叡艦上甲板の外板敵彈に中りたる破片と。廿四珊瑚の大砲彈六個を陳列す。樓門の下にも戰利品の運搬車あり。共に海軍中將皎島氏等の納る所。參詣人多き此等の寺院に陳列せしは。實に適當なる處置にして。衆庶をして忠勇なる大和心を奮起せしむるに足れり。

### ●四十七士の墓

泉岳寺の名高きは。全く四十七士の墓あるが爲めにして。四十七士は。實に帝國武士道の英華なりといあべし。

元祿十五年十二月十四日。淺野家の遺臣大石貞雄等當時幕府の高家たりし吉良義央（英に作るは誤りなり）の本所の邸を襲ひて。其仇を復し。同十六年二月四日皆死を賜ひ。遺言して先君内匠頭長矩の墓側に葬られし事は。人の遍く知る所なれば。ここには其の顛末を叙せざるべし。



其の墓域は櫻門より南に在り。入口に石の常夜燈あり。次に梅樹あり。姿容能く整ひ。花葉觀るに堪へたり。之を瑠璃池梅といふ。當時長矩夫人より堀部妙海尼に賜はりし盆栽のものなりしといふ。

數步にして首洗井あり。義央の首級を洗ひし所。清泉の碧を湛ふるを見る。碑面に丹心照千古の五字を題せり。

次に義商天野屋利兵衛浮圖と刻せし大碑を建てり、是れ亦人の知る直之事なれば記せず。

正面は石壇にて。上に門あり。是はもと安藝侯(淺野家の本家)の霞が關本邸に在りしものにて。貞雄生時には謙讓して此門よ

り出入したればとて。近き頃てに建たるよし。

其の前に木戸あり。門衛之を監す。(毎人五厘を徵す) 入れば則ち右の玉壇内に遠く隔りて淺野長矩墓あり。壇の前に石燈籠あり。香火の煙縷々として揚る。心自ら蕭然たり。

進てと數歩。左に田中正雄墓あり。是ぞ明治中興の時に於ける勤王の士にして。「輕き身に重き義を取り國の爲め死する命はなに惜からむ」との辭世を残して。空しく獄中に斃れしもの。此地に葬るも亦宜なり。

更に右折して四十七士の墓域の下に至れば。左に鉢野處士牧翁墓碑。牧野伯脩墓碑あり。右に南慈翁碑(名常晴柴山氏)此と相並びて堀部妙海尼墓あり。

妙海尼は。堀部彌兵衛の女にして。安兵衛との縁組ありしか。

夫忠死の後。確變して妙海と稱し。初め江戸鰐戸の庵室に居りしが。老後泉岳寺の門前に住して。大石氏以下の菩提を弔ひ

たり。安永七年二月廿五日九十三才にて卒れり。縁組整ひ上は。堀部安兵衛武庸妻と書すべきを。墓碑に堀部彌兵衛金丸娘と題せしは。遺憾なりといふべし。

是より四十七士の墓域にて。環らすに石の玉壇を以てす。大石

君の墓は。奥の西隅にて東面し。先君の墓と幾むと相並べり。

其の南隅に在りて北面し。其の他の諸士は四方に

列り。又域中東西二列に建たり。碑面法號に冠するに皆刀字を以

てし。右に氏名左に年齒を刻し。而して大石父子の墓は殊に板屋

を架し。四方に格子を施しあり。中央に石香爐ありて。前面に爲

赤穂四十七臣薦福・聊供・香火・藝藩福永忠孝。背面に萬山不レ重

君恩重。髮不レ輕一命輕。藝陽加藤清慎・盧手書。慶應戊辰孟春と

刻したり。其の前頭に永代常夜燈ありて。此には安永三甲午年

二月初四日。現住廿六世綱代造立と銘せり。又貞金の墓畔に。

大谷氏復仇の前。佯遊の際に當り。氏に對して其の不忠を責め。之を辱め。後に復仇を聞て悔悟し。墓前に於て屠腹し。其の遇を謝したる義俠人。喜劍の墓は諸士と同形にして。其の南東隅に在り。碑面に刀道喜劍信士とのみありて。氏名年齢なく。唯右に薩州產宇都宮成高寺現住岱潤建焉と刻しあるを以て。同國人の設立せしを知るに止れり。

參詣者四時陸續として來り。謹て香火を供し。徘徊顧望皆涙を灑て去る。殊に二月三月の四日及び一月七月の十六日には甚た多し。墓の入口に一大松あり。亭々として空を摩し。永く霜雪に屈せず。恰も諸士の節操を表する者の如し。枕山大沼翁の詩に云。墓門深鎖閑遐春。烈義子々今感世人。將レ道松杉森鬱裡。尚存冊七活忠臣。嗚呼其の忠烈凜々人心を感動せしめて已ます。死するの後猶ほ生ける時のごとし。眞に活忠臣なりといふべし。墓門を出て、左旋すれば。木像堂あり。諸士の木像を陳す。當時夜襲の服装歴々微すべし。

本堂の南に遺物展覽場あり。諸士復仇に關する遺物即ち刀槍等

の武器を首め。種々なる物品を陳す。壇部安兵衛の書せし有名

の看板「かねやすゆふげん」も其の中に在り。

中央南面して玻璃戸を鎖せし一區あり。大石父子の木像を列ね。其の刀剣等を陳し。上段に戊辰（明治元年）十一月五日の勅宣

を開示す。其の文左の如し。

### 大石良雄

汝良雄等固執主從之儀復仇死於法百世之下使人感奮興起朕深嘉賞焉今幸東京因遣使權辨事藤原獻弔汝等之墓且賜金幣。

此勅宣あり。大石等の名譽極る。以て永く瞑するに足るべし。場の東に主税梅と稱するあり。こは良金三田邸に切腹の際は。此樹下に於てせしとの故を以て。こゝに嘗て移し栽たるよしの標示あり。

境内には碑碣多くありけれども。煩に渉るを以て一々之を掲げず。

### 四十七士泉岳寺に於ける言行

四十七士復仇の顛末は。前にも述る如く世人の知る所なれば。之を絮説せざるも。泉岳寺に於ける言行は之を傳へざるべからず。因て室鳩巣の義人錄より抄出して其の實況を左に掲ぐ。貞雄等行至泉岳寺。衆皆持兵入門。寺僧大恐。貞雄謂寺僧曰。其等非遁逃之徒。今所以來此欲一告祭故君墓而已。敢有所擾亂。公等姑爲我閉門無使外人來擾。乃盥漱已求紙筆。書告祭之辭。懷之。衆亦盥漱從之。先使取水來洗義英首。盛以橐盤置之墓前。橐盤此云三方。世俗有敬事以此盛物云禮。或使下人從寺僧借香爐案上設之橐盤外。貞雄進至墓前焚香。呼名。拜謁乃退。衆亦如之。或曰。某臨其境謂曰。某等昔事先君者皆有隸位爲仇人所以日夜憂心求報先君者非得仇人一事乎。前夜仇人僕聞君手下是先衆得仇人者聞君也。聞君當先拜謁爲釋光與諒不聽。於是等興先謁而後貞雄等從之。

貞雄又進至墓前。懷中出匕首。拔之置諸碑附上。鋒刃外向。衆皆圍墓跪坐。貞雄乃出祭文讀之曰。維元祐十五年十二月十五日。前所謁竊生之臣大石良雄等再拜稽首。謹告于亡君故内匠

使。我公身死世絕。一朝而亡。祖宗百年之業。亦臣等之罪也。今乃

知其有深怨積怒非得已也。但不幸仇人未得。而公賜死國

除。繼之以室家遷徒大學君被囚。雖事出上官裁。職仇人之由。

臣等不忠不材不能折衝禦侮於前。又不能排難解紛於後。

使死三君事。苟視三君仇人而不爲三之報。仰有以懲。不共戴天之

言。俯無以酬。不不同踏天地之義。他日苟徒抱耻而死。亦何面目以見我公於地下乎。由是臣等相議誓以死報。自始謀此事。

果於法速者微貞然又恐輕舉輒敗。重爲二世笑。以貽我公之辱。是以

而食。以下間視仇家。不失機會爲務。而衰老之臣若多病者。

恐不及事。盡先朝露則相勸急於致死者屢矣。當時有銘志赴死。

事。當時謂謂此言則

復公而死無憾矣。此匕首昔公在時割所愛以賜貞雄者。今

護送。公有靈請以此甘心仇人。以快當日之怨。臣良雄等再

拜稽首謹告。讀畢起取盤上首。以匕首擊之三。乃復焚香拜

退。衆亦如之。皆泣數行下。貞雄等還至中堂。見主僧曰。某等

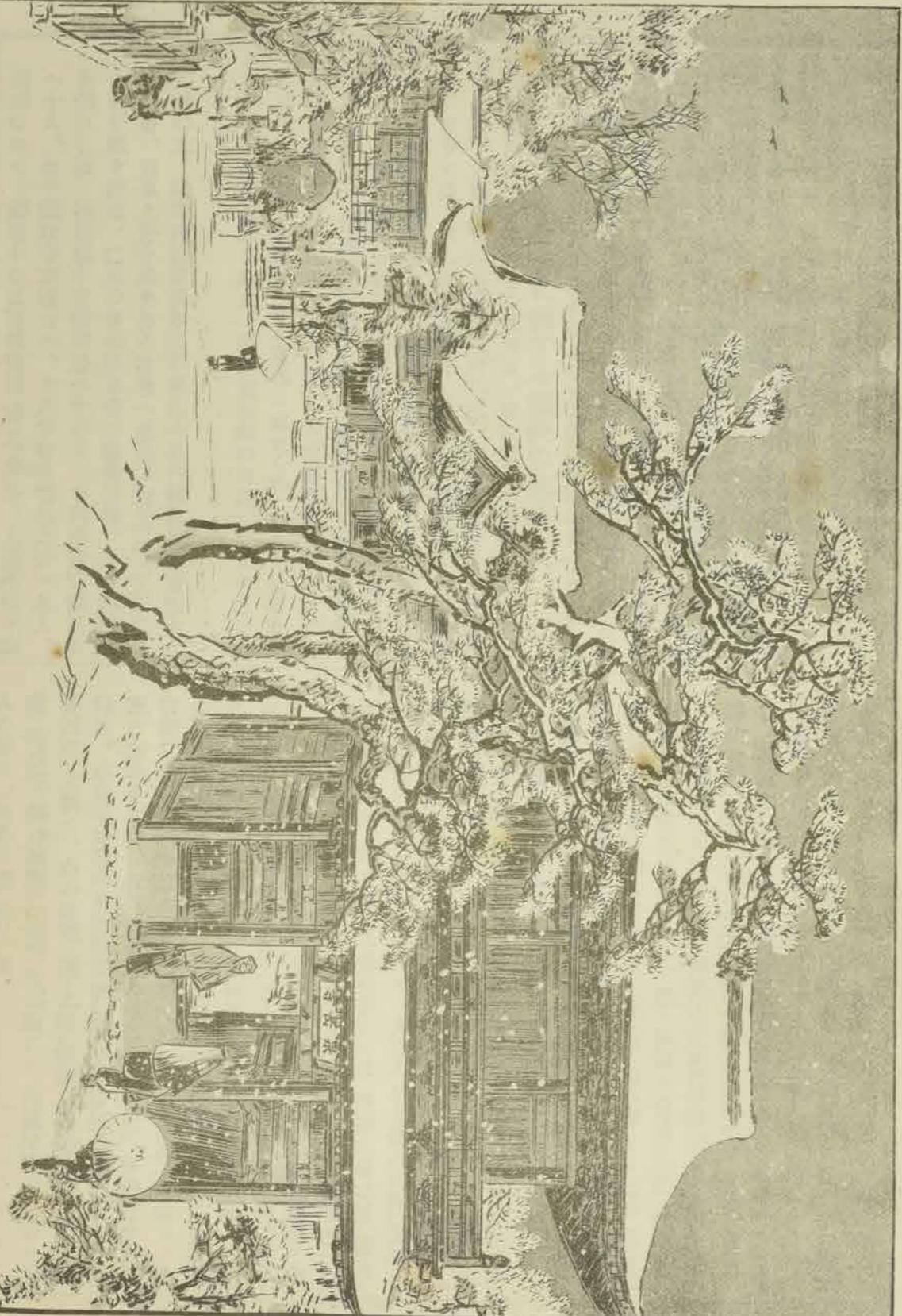
之事畢矣。前使人詣仙石伯耆君。告以其等號罪貴寺。誠以大

馬戀主之心不忘。故君墳墓之地。幸得就死於此。亦臣等之願

也。願和尙無以亡虜之餘見拒。令開門曰上杉氏必率之衆來

攻。某等出迎彈正若謹以某等首授耳。或曰是日中村清右衛門。鈴田

十八中田利平次。田中貞四郎。



同到泉岳寺、因寺僧言曰、前夜晚社會、至則公等已去、悔之無及良雄令人昨夜之事以  
後期見誰已聞之矣、今當出見卿等、而昨夜力撃吾腰脫矣無力出見卿等、四人懸去、直濟  
人、益良雄以此愧四人也。於是具書使寺坂信行日夜西馳赴藝州。以前夜復仇事狀白大學君。及過赤穗故里報家人知之。因各託家書以行。世傳是日有一官女乘轎至寺、自稱夫人淺野氏使、曰夫人  
此事、此諸君忍赤之力也。先君亦知之於地下矣。夫人不憚就見諸臣、願我寡婦身依  
主人不得動稱自由、故使人謝良雄等望首再拜曰、比先君之靈也、臣等何力之有、  
欲拜命降女、臣聞吉民等首女在、妾願視其首還報良雄合謁至墓下視之、乃去、直濟於  
初幅本鐵之、其後小谷勤善爲直濟言、淺野家無道此事者、蓋好者爲之也、今聞本文不  
據、獨以其事傳始存于此、又傳後人知當時有如此之說云。寺主僧引衆入坐、獨良雄父子與衆異  
室、爲羹粥餵之。見衆寒謂曰、寺法禁酒不入、然諸君寒矣。不得酒無以自強、不可拘以常法、乃買三酒三斗、縱衆飲。衆飲  
酒勇氣十倍。曰以此戰、上杉氏兵何足敵哉。酒闌各爲俳歌祝志。

### ○四十七十に關する裁決の逸事

赤穂の遣臣四十七士の事に就ては、世に種々の議論を爲すものあれども、名所圖會には關係なれば、之を叙述せず。唯賜死の事に至りては、世人或は誤解せし者多く、幕府に於ては當時助命すべきとの議論もありしかど、法典に戻ればとて、遂に死を賜りしとの説を傳ぶる者あり。其の實は決して然らず。初は打首との事なりしを、當時御側御用人にて、權勢ありし柳澤吉保侯の御従弟荻生先生の言を採用ありて、之を五代將軍綱吉公に上申せられしに因り。始て賜死といふ寛典に處せられしなり。此事は未だ世に知られざる所なれば、柳澤家秘藏の日記に徵して之を掲記すべし。

元祿の比、淺野内匠頭長矩公の舊臣大石内藏助始傍盡四十六人の者、吉良上野介美央公の屋敷へ忍込、亡君の仇の由にて、上野介殿を討取、亡君の菩提所泉寺へ供養の後、上の御成敗を伺ひし故、細川越中守綱利公へ十七人。毛利甲斐守綱元公へ十人、松平隱岐守定直公へ、十人水野監物忠之公へ九人、御預けにて、御老中には阿部豐後守正成公、土屋相模守政

近公、小笠原佐渡守長重公、稻葉丹後守正通公、御評議の上御先例等段々御取調有之候處、御一同御評議には、右の輩は仇討の宿意有之連。或は町人又は日雇人足の姿に身をやつし、殊更深更に人家へ忍込候次第、武士に有之間敷致方に候得は、全夜盜の輩の致方に付、其御取捌にて可然迎、四十六人の輩討首に可レ被仰付御沙汰に相極候處、永慶寺様此頃御側御用人御勤被成候ひしか、甚て御歎ヶ敷被思召候得は、御退出後も更角御裁許の程不レ被遊御心濟候に付、御家來儒者志村三左衛門荻生惣右衛門兩人被爲召、御裁許の義御内談有之、猶我朝者格別、若も異國杯に右様の成敗致し候例も見當候哉との御尋有之候然る處三左衛門は老儒の事にて、右様の義は歴代の内にも遠と相覺不レ申候得は、御例に相成候義無御座候と申上候に付。若輩なれ共惣右衛門は如何と被成御意候處、惣右衛門申上候には、揆も御評議の各様には、誠に些細の事に御拘有之候て、大要の事を御心付無レ之義と被相伺申候、惣右衛門申上候には、揆も御評議の各様には、不レ申事、聖人の教に候、當時忠孝の道は上にて、御政務の第一と被遊候御義の處、假にも其趣意にて、相目論見候者の御成敗を、盜賊と御取捌とは、さりとは無御情義に候、忠孝を心懸て致候者、盜賊に相成候例に候は、不義不忠の心懸の者の御取捌は、如何にて可然哉、依之異朝の事は先差置、我朝當時の御例を以て御取捌有之、切腹被仰付候は、彼輩の宿志も相立、如何計世上の示にも相成可レ申義と申上候得は、永慶寺様殊の外御満悦被遊、翌朝は例より半時早め御登城有之候て、右の趣被達上候處、常憲院様も甚被遊御感悅御評議俄に相變、各切腹にて、内藏粹吉千代始十九人の輩は、遠島に被仰付候。

此一節は我學友なる舊柳澤家の臣幸田思成君の寄せられし所なれば。最も正確なる者なり。

### ○三田の稱

三田はむかし御出と書せしが。後に三田と書改め。今も此文字を用ひ居れり。御田とは伊勢大神宮の神田ありしよりの名にして。和名類纂抄に。明かに荏原郡御田郷とあり。且つ神鳳抄に武藏國飯倉御厨とあるは。即ち其の證にて。飯倉は御田の稻を貯藏する倉庫ありしよりの名にして。彼の芝大神宮は。其の地に伊勢内宮の御分靈を鎮き祀れるなり。かゝれば三田の御田たりしてとは分明にて。毫も疑ふ所なし。何れの頃よりか三田と書改めて。本義を失へるにや。平家物語の木曾殿最期の條に。武藏國の住人御田八郎といへる名見ゆれば。此時は未だ改らざりしならむ。小田原北條氏の文書には。已に三田の稱の散見すれば。改りしは其の以前なるべし。武藏風土記殘篇といへる偽書には。荏原郡御田郷或箕田。公穀三百六十七束。假粟三百十九丸。貢松竹炭等有諸禽充大膳或木工寮とあり。此の或箕田とあるより。遂に渡邊綱の住地などいふ諸説起れり。そは別項に之を詳記すべし。

### ○三田は渡邊綱の舊跡にあらず

三田には綱阪あり。綱の塚あり。産湯の井ありと稱し。諸書之を記して源綱の舊跡とす。然れども詳細に考索すれば。其の地違へり。此事に就ては。武江圖說最も力を盡したれば。左に其の説を掲ぐべし。

續江戸砂子云。三田會津大守の下屋舗の地なりといふ。鷺峰先生の箕田園の記をみて。里談の虚からざるを知る。傳記の略に云。武州荏原郡濫谷庄箕田邑は。源綱が陳跡なり。綱老て仕を

かへし。此所にをはる。しかりしよりこのかた數百の星霜をふるといへども。其家獨ほ存ず。冢上に松を栽て。遺蹟を標す。則是壯氣いまだ散せず。千歳の餘情あるものか。明暦四戌戌の夏。鷺巣源公此地を賜ひ別荘とし給ふ。猶ほ其家を存する事は。蓋し其勇を取り古の士を尙たまふ義乎云々。鷺峰文集に見ゆ。按に綱出生の地或は綱が事蹟。此處とするは誤なり。沾涼箕田園記をみて。鷺峰先生の書し事故實とするは誤れり。鷺峰先生は望に任せて。此記を書しならん。何ぞ虛實を正すに及んや。此地に此記を望れしも。土俗久しく綱が事蹟を此所とするにより。里諺に據りて其記を用ひ給ふ事。又じへなるべし。然れどもよく舊記にたより。古跡を考ふるに。此地は則ち三田家の舊領にして。代々此處に住す。三田家譜を按るに。三田三河守其子駿河守綱勝住武州三田とあり。代々綱の字を以て名とす。故に後人渡邊綱と相誤るなるべし。江戸砂子に。書所の窪三田八幡に。綱の石碑あり。年號はよほど時代後と云へり。是をして。代々是に任すること明らかなり。貝原翁木曾路の記に。鷺巣より熊谷へ三里半の間に。阿部豐後守殿領内箕田村の中に八幡あり。是渡邊の綱が社なり。綱は祖父より箕田に在し故。箕田源次と號すとみえたり。予一とせ木曾路を東武へ歸る折か功佐、其時之故事至一于レ今爲三綱後胤者、於三甲之頂上不穿穴とあり。系譜などは素より確信すべきものにあらざるも。明かに足立郡箕田とあれば。兎に角此へてはあらざるべし。

### ○三田四國町

#### ◎位 置

三田四國町は新聞の地にして。其の區域殊に廣く。東は新堀町、西應寺町、本芝入横町等に接し。西は三田同朋町を控へて。三田一丁目二丁目と相對し。南は田町一丁目、二丁目等と隣り。北は松本町と新堀町の一部に臨み。道路縱横に連絡し。殊に三田の大路は其の西を通じ。芝園橋の新路其の東部を貫けり。番地は。舊邸地なるを以て。其の區域に比しては多からず。一番地より三十三番地に至るに過ぎず。

の舊領にして。三田氏累世こゝに居住す。三田家譜に。三田三河守其子駿河守綱勝武州三田に住す。代々綱といふ字を名とす。依て後人渡邊の綱と混し交へて誤れる歟と云々。渡邊系圖に云。源次充武藏國足立郡箕田郷に配せらるゝとありて。三田とすることなし。三田箕田同訓なる故に。混雜してかゝる附會の説をはまうけたりしるべし。鷺峰文集に箕田園記と號するものありて。此地を渡邊綱の舊跡とせらる。其文はこゝに略せり。永祿二年。小田原北條家の所領役帳に。大田新六郎知行の内に。三田内壽樂寺分同箕輪寺屋分。又島津彌七郎知行。三田阪間分。及中村平次左衛門知行。三田高福寺分。本住坊寺領に是に於て記者も亦試みに改選諸家系譜後編卷之百七十二を檢せしに。渡邊氏源姓家紋三星一文字とありて。源融より湛、昇、望、適、濟、仕、宛と次第して宛の傍に源次被配武藏國足立郡箕田郷、因號箕田源次、又稱箕田源氏、大力而有武勇譽、即於其屋地祝納於箕田八幡加起新田、故恐起源次、此郷至レ今不レ次ニ源字名焉とあり。是れ綱の父なり。(江戸名所圖會には充とあれども記者の見たる本には宛とあり)さて綱の條には。

綱源次別當、内舍人號ニ渡邊、生ニ武州足立郡箕田、仁明天皇御子、阿波國源次左衛門知行、三田高福寺分。本住坊寺領に同所にて惣領分の地等を配すと見えたり。源融より湛、昇、望、適、濟、仕、宛と次第して宛の傍に源次被配武藏國足立郡箕田郷、因號箕田源次、又稱箕田源氏、大力而有武勇譽、即於其屋地祝納於箕田八幡加起新田、故恐起源次、此郷至レ

今不レ次ニ源字名焉とあり。是れ綱の父なり。(江戸名所圖會には充とあれども記者の見たる本には宛とあり)さて綱の條には。

當町は。前記の如く舊邸地なりしに因り。他の市街とは其の趣を異にし。煙突處々に直立して。常に煤煙を噴くを以て。一見

して工場の多きを知るを得。學校の數も亦一二に止らず。

日本壁紙會社

日本ベンキ製造株式會社

高安電機工場

三吉同

東京自然電燈珠製造株式會社

若山鉛管製造所

芝鑄造所

金津工場

水崎工場

三田機械製造株式會社

三田學校

東洋學校

齊田小學校

大日本水產會傳習所

市立芝小學校

先進學校

二番地第廿三號

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

圖の店商げやみの士義前門上同



圖の店商げやみの士義前門上同

## ●二田小山町

◎位 置

三田小山町は。芝區の西隅の一角にして。東は赤羽町即ち海軍造兵廠に對し。西は一の橋二の橋の間なる古川に俯し。南は三田綱町に。北は新門前町に接せり。此地は小山の稱に違はず。大抵丘陵にして何れより至るも。阪路を具降せざるべからず。但北東の方面のみは稍平坦なり。

番地は一番地より三十九番地に至る。

◎町名の起源

三田小山町は。もと三田久保町及び龍原寺、當光寺門前町と唱へし所。并に其の他の寺地を併せて。明治二年古來の通稱に從ひ。此名を命したり。乃ち此邊は其の地勢高く。一帶の小山たるを以てなり。同五年に至り舊黒田甲斐守。并に松平時之助の邸地を合併して。其の區域を擴張せり。天祖神社前の横町を里俗に巣穴と唱へ。二の橋東詰に下る坂を日向坂といふ。是はむかし此邊に毛利日向守の邸ありしに因るといへり。小山町と公稱する區域は。前記の如くなれども。實際世人の小山と汎稱する所は。綱阪上即ち三田綱町と三田一丁目の一部に涉れり。

## ●天祖神社

天祖神社は。三田小山町十番地。即ち海軍造兵廠の西脇手より三田綱町に出る道路の左畔なる高處に在り。もとは小山神明宮と稱し。天台宗なる不動院之か別當たり。當時は其の神體を兩寶童子と號し。諸書にも之を記したるは笑ふべし。苟も神明の稱あり。問はずして之を知るべし。俗間に當社を元神明と稱するを以て。芝大神宮の舊跡なりといへり。砂子の補遺には。之を誤りとせり。創立の年次及び沿革に關する書類は。文化の火災に罹り。烏有に歸したるよしにて。之を證明する能はざる

三田同朋町は。むかし讃岐高松の藩邸なりしが。元祿九年に上地したりしを以て。其の後は幕府御坊主の町屋敷と成れり。因て此稱あり。同朋町は處々に在るに因り。三田の稱を冠せり。

◎位 置

三田同朋町は。三田四國町の南西角に介在して。横に長く。南北は通新町に疏み。西は三田二丁目と路を隔てゝ相對せり。

番地は。一番地より二十番地に至る。

◎町名の起源

三田同朋町は。むかし讃岐高松の藩邸なりしが。元祿九年に上地したりしを以て。其の後は幕府御坊主の町屋敷と成れり。因て此稱あり。同朋町は處々に在るに因り。三田の稱を冠せり。

は。遺憾なりといふべし。今存する盥水石に天和三年七月從五位勝明と見ゆれば。其の以前より在りしこと明白なりとす。今之堂宇は天保八年の再建に係る。

古者の言に據れば。往古御田城といへる源家の城砦ありし時。渡邊綱大に崇敬せりといふ。此事は素より信するに足らず。そは三田の條下を参考して之を知るべし。

當社は小山赤羽二ヶ町及び綱町一部の鎮守神にして。大祭は毎年九月十五日なり。

### ●三田綱町

#### ◎位 置

三田綱町は三田小山町の南位に在りて東は三田一丁目二丁目に對し西は直ちに古川の流に枕み南は三田豊岡町に接し三田北寺町に通し居れり

番地は一番地より十二番地に至る

#### ◎町名の起原

三田綱町はもと小山又は三田と汎稱せし區域内に在りて別に名稱はなかりしを明治五年に至り松平肥後守、島津淡路守、織田出雲守の三邸地を合併して名けたるなり從來當所には綱阪あり綱の舊跡と稱する者多きを以て此に據れり

#### ◎景況

當所は舊邸地なるに因り今に至り大抵屋敷町にして小林銀行等あるに過ず前總理大臣秘書官たりし久保勇君の邸も此地に在り

渡邊綱の舊跡と稱する者

渡邊綱の舊跡は綱阪の外。第一に舊會津侯の邸（明暦四年此地を領す）と稱す。綱產湯の水といふは同所に在り。狂歌江戸名所圖會に「底ふかき産湯の井戸の井戸替にしのふむかしの遠きつな阪」（き、腕はをれるはかりに汲上るそてきみわろき綱の古

井戸」などの狂詠も見ゆれば。深きこと知るべし。  
綱駒繁松は舊隱岐侯の邸。今の松方伯の邸園西の方に在り。  
綱塚三田功運寺の境内に在り。懷古松は其の冢上に栽る所のもの。半月池は其の傍にある小池なり。  
此外綱か手引阪（舊有馬邸の南阪）綱生山、當光寺等あり。其の他近傍の神社にては。皆綱の故事を説けり。

●綱阪

綱阪は。舊松平隱岐守と舊松平肥後守屋敷の間を寺町に下る坂にして。今は松方伯邸の西脇に當れり。此渡邊綱の舊跡と稱するもの多きを以て。此名あり。ひかしは隱岐侯の辻番所。阪に枕みて在りたり。狂歌江戸名所圖會に「辻番の晦日掃除に古艸のありかを見たす三田の綱阪」と見ゆ。之を江戸切繪圖に徵せし事實なり。今は阪上北の方に巡査派出所あり。

●聖 阪

聖阪は。三田の大通より臺町濱海寺の方へ上の坂をいふ。江戸鹿子には赤はねより六町半未の方。いにしへ高野ひじりの開きし坂なりといふとあり。砂子にはひかし聖商人の旅宿ありと見ゆ。按するに此邊は寺多ければ。法師の開きしものなるべし。目下改築の工事中なり。

●三 田 自一丁目 至四丁目

◎位 置

三田は一丁目より四丁目まであり。東は三田四國町と路を隔て相對し。西は三田綱町に隣り。南は三田北寺町、三田功運町、通新町に連り。北は赤羽町に接せり。其の東面は大路に臨み。一丁目の一部と二丁目の過半は。丘陵を帶びて高燥の地たり。

●町名の起原沿革

三田町はもと三田村の内なりしを。寛文二年より漸次に開發し

て。市街地となし。之を四丁に分てり。明治二年に至り。春日神社の西前地其の他寺地及ひ芝伊豆子明下町を合し。五年に至り。更に松山、島原、龍野の藩邸并に諸士の宅地を併せて。其の區域を擴張せり。

#### ◎景況

當町は。赤羽橋より芝田町に通する要路を控へ。中央に慶應義塾北に海軍造兵廠を有し。夥多なる華客の團體を迎ふるを以て。漸次繁榮の景況を見るに至れり。

#### ●春日神社

春日神社は。三田一丁目廿三番地に在り。大和國三笠山の春日神社の御分靈にして。村上天皇の御宇天德年中武藏國司藤原正房來任の際。春日神社は藤原氏の宗廟なりとて。此地に鎮祀せりといふ。其の後文明の頃。法印慶賢中興す。故に明治以前は三笠山神宮寺と稱し。僧侶之が別當たり。社掌三笠教恩君の報する所に據れば。祭神は天兒屋根命、比咩大神の一位なるよし。武藝祖命、齋主命、天津兒屋根命、比咩大神の四座とせり。但文化三年の火災に罹り。寶物及び古文書を焼失し。其の詳細を知るによしなきとの事なり。

當社は三田の鎮守神にして。大祭は毎年九月九日なり。

#### ●松方伯の邸園

松方伯の邸園は有名なる者にして。三田一丁目廿八番地に在り。舊松平隱岐守の邸宅にして。相傳て澤庵和尚の經畫せし所といふ。元祿十五年十二月淺野家の遺臣大石良金、大高忠雄等十人。預けられて此邸に在り。明年三月共に死を賜りしは。人の皆知る所なり。今園中にある池は。當時屠腹の場區を掘鑿せし者にして。其の傍なる假山は鮮血の灑きたりと稱する土壤を堆積して築きたるなり。全山槭樹多きを以て。霜葉爛紅の際は

最も奇觀なりとす。一たびこゝに遊べる者は。皆此の風光に對し。大石等の赤誠を想ふて感嘆せざるはなし。又池南の瀑布は之を御幸の瀑といふ。明治二十年本邸に行幸ありし時造りしを以て此名あり。記者嘗て游覽して記文を草せり。今之を附録して大方の一粲に供す。亦以て其の梗概を知るに足らむか。

#### 游松方伯三田邸記

任重則責大責大則心勞。於是乎不可不游息以慰之。是臺閣諸公之所以有庭園之勝也。今府下以勝概著者不爲不多。而特推我大臣松方伯三田私邸云。明治二十一年十一月二十日。余與同僚諸子游。蓋並木君學軒所先容也。是日午後三時退衙。與山內香溪同車到邸門。步入園界。園甚宏闊。南面有丘。蜿蜒延西。而一丘東起。池開于南丘下。廣數百弓。奇石巒落間瀑布懸焉。池畔見雙鶴。近則銅製。池水澄澈如磨鏡。而丘上綠樹間紅葉點綴。爛熳如花。影倒映水中。似灌萬段錦繡。衆皆噴奇。於是迂曲登西丘。有亭以大樹蟠根爲覆棟。茅屋蓋之。結構古雅。其下安陶卓。亭下平坦處則調馬場也。繞出斷崖俯瞰綱坂。仰則蓮嶺在眉睫。而是日淡陰不得望爲憾。婉行到南丘。得茶寮。家扶池田氏導入察。小而雅。開而潔。高田二雪精茶式。爲吾說其制甚詳。下而赴東丘。有老櫟。輪囷夭矯。大蔽牛。自立高處北望三緣山。五層浮圖高抽於樹林叢鬱中。時風颯然至。鐘聲自雲中落。殊爲奇想。東眺芝浦。碧波渺漫于脚下。白帆往來于掌上。總房諸山秀麗如有如無。景色絕佳。憾無夕陽明媚之觀耳。下丘得木製燈籠。扇形綠柄而彫刻尤巧。欄以環之。又有銅製大香爐。舌色蒼然。池畔怪石偃臥。若使米南宮見之。必正笏拜矣。既而上堂。前面懸坡瓈方鏡。鏡左右蠣石製婦人像立焉。有六曲屏風。近視則波濤狂湧。信鷗亂飛。一輪明月掛大空。卽圓山應舉所畫。床壁揭貞名海屋書呂仙詩幅。字大如橙。筆力雄勁。床下陳馬鞍。

慶應義塾は。單に一所の學塾として。自から甘んずるを得ず。兩國人の留學する者も亦少からず。芻嘗て設立の主旨を記していふ。

慶應義塾は。單に一所の學塾として。自から甘んずるを得ず。其目的は我日本國中に於ける氣品の泉源智德の摸範たらんことを期し。之を實際にしては。居家處世立國の本旨を明かにして。之を口に言ふのみにあらず。躬行實踐以て全社會の先導者たらんことを欲するものなり。

本塾は安政五年の冬。鐵砲洲與平邸内に設立したる者にして。初は荷蘭書のみを講じたりしが。文久二三年の頃より。事ら英語の沿革の概略を掲くること左の如し。  
慶應義塾は。單に一所の學塾として。自から甘んずるを得ず。其目的は我日本國中に於ける氣品の泉源智德の摸範たらんことを期し。之を實際にしては。居家處世立國の本旨を明かにして。之を口に言ふのみにあらず。躬行實踐以て全社會の先導者たらんことを欲するものなり。

本塾は安政五年の冬。鐵砲洲與平邸内に設立したる者にして。初は荷蘭書のみを講じたりしが。文久二三年の頃より。事ら英語の沿革の概略を掲くること左の如し。

慶應義塾は。單に一所の學塾として。自から甘んずるを得ず。其目的は我日本國中に於ける氣品の泉源智德の摸範たらんことを期し。之を實際にしては。居家處世立國の本旨を明かにして。之を口に言ふのみにあらず。躬行實踐以て全社會の先導者たらんことを欲するものなり。

慶應義塾は。三田二丁目二番地に在り。東京市中殊に有名なる學校にして。慶應四年福澤諭吉翁の創立せられしものなり。爾來三十五年間。此塾より出了る人材甚だ多し。翁は一昨年已に也。

#### ●慶應義塾

慶應義塾は。三田二丁目二番地に在り。東京市中殊に有名なる學校にして。慶應四年福澤諭吉翁の創立せられしものなり。爾來三十五年間。此塾より出了る人材甚だ多し。翁は一昨年已に也。

慶應義塾規約を確定して。其組織を鞏固にし。大に有志家の寄附金を募集し。多く外國教師を雇聘し。新に大學部を置き。先づ文學、法律、理財の三科を教授し。以て學科の程度を高め。

更に明治卅一年に至り。政治科を増設したり。又明治廿三年中。本塾内に商業學校を新設し。商業専修者の便に供せり。明治廿九年に至り。文部大臣は大學部高等科及普通科を以て。中學校の學科程度と同等以上のものと認定せられ。満二十八歳迄。徵兵の猶豫を得たるは。學生の爲に甚だ便利なりとす。本塾内幼稚舍と名け。拾貳參歲以下の幼年者を保護教育する所あり。明治七年の創立に係り。爾來歲と共に進歩し。次第に其の設備を整へ。遂に校舍寄宿全等を新築して。學事衛生上の便を謀り。益々兒童の教育に適切なる方法を用ふるに至れり。

派の禪刹にして。三河國の龍門寺に屬す。開山を默室天周和尚といふ。(天周は江戸名所圖會に記する所にして。砂子には天周・武江圖說には天閣に作れり)開基は天叟慶存和尚なり。當寺は定會地にして。寺格は獨禮なりし。功運町の稱は全く此禪刹より起れり。

月波樓は三田一丁目なる舊松平主殿侯邸看樓の號なるよし。其の記文は林羅山の東明集に見えたり。海濱に接し月夜の眺望殊に佳絶なるよりかくは名けたり。今や則ちなし。

### ○月波樓

月波樓は三田一丁目なる舊松平主殿侯邸看樓の號なるよし。其の記文は林羅山の東明集に見えたり。海濱に接し月夜の眺望殊に佳絶なるよりかくは名けたり。今や則ちなし。

### ○三田功運町

◎位 置

三田功運町は。東の方は通新町に對し。其の一部は侵進して田町五丁目に連り。西は三田北寺町と南寺町とに接し。南は南寺町の一部と三田臺町一丁目の一部と。其の界を交へ。北は三田三丁目に隣れり。過半は丘陵に據り坂路を擁せり。

番地は一番地より四十三番地に至る。

◎町名の起原

三田功運町は。もと三田功運寺門前と稱し。里俗に聖坂町と唱へしを。明治二年に至り。今の名に改めたり。同五年更に龜岡、森の二藩邸と他の寺地とを併合し。其の區域を擴張せり。

### ○功運寺

功運寺は。三田功運町二十四番地に在り。龍谷山と號し。曹洞

當寺は。明治維新の際一旦無住職となり。舊記散逸せしよしにて。其の詳細を知る能ざる旨。現住職大溪泰童氏より報告ありたり。實に惜ひべきことなり。

### ○三田南寺町

◎位 置

三田南北の寺町は。南北に延長して。東は三田三丁目、三田功運町、三田臺町一丁目に連り。西は三田綱町の一角と。三田豊岡町、三田松阪町に接し。南は三田松阪町の一部と。三田臺裏町の一角と。其の界を交へ。北は三田四丁目に密附す。當地は三田臺の背に當り。漸次に低窪せるを以て地勢一樣に平坦ならず。

北寺町 自一番地至二十二番地

南寺町 自一番地至三十九番地

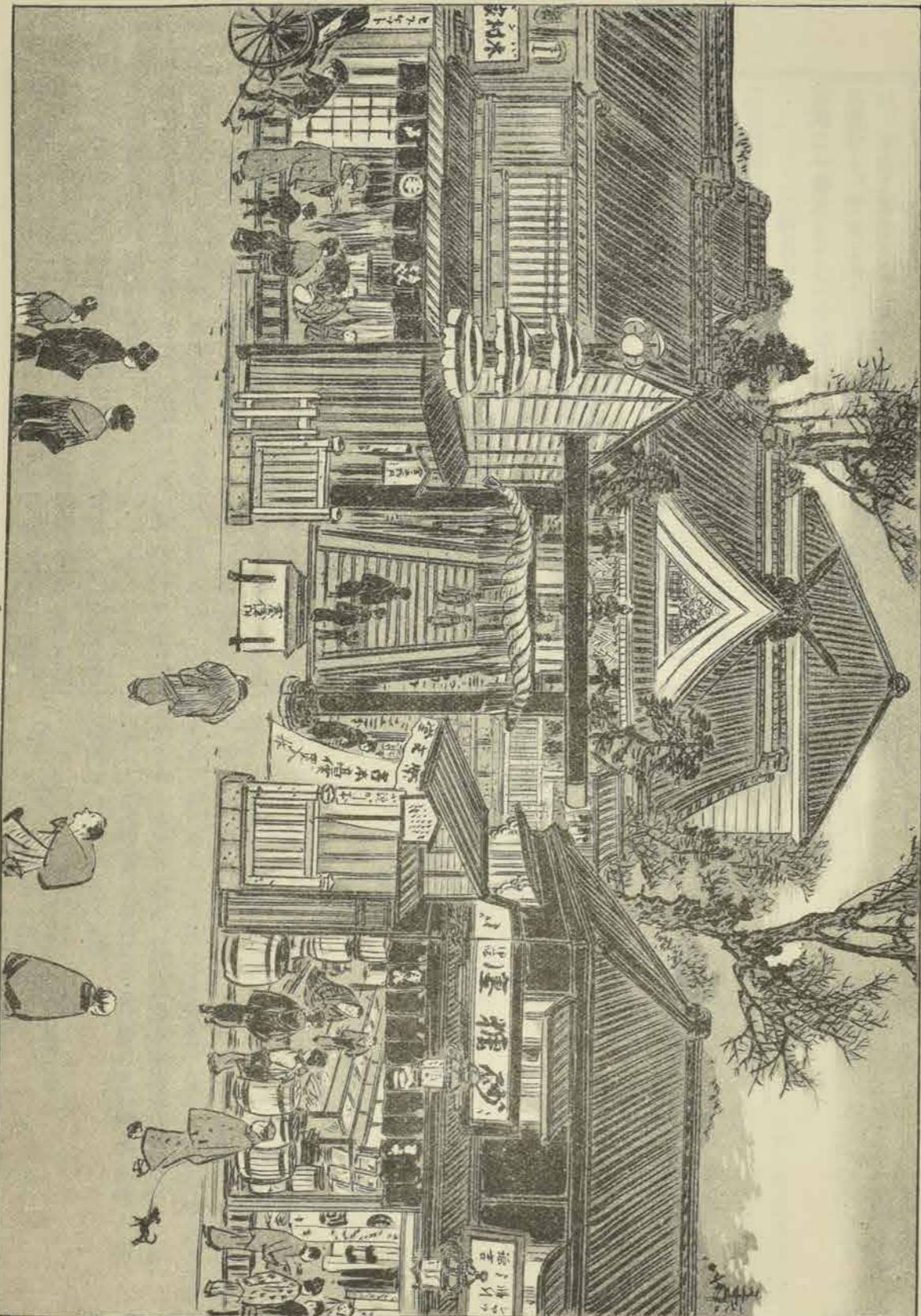
◎町名の起原沿革

當町は。昔より寺院のみ連接せるを以て。寺町と通稱し來れるを明治の初年に遂に町名に公稱し。之を二分して北の方を北寺町。南の方を南寺町と呼ふことゝせり。

### ○三田豐岡町

◎位 置

三田豊岡町は。東の方は南北の寺町に接し。西は斜に古川に沿



ひ。南は三田松坂町と其の界を交へ。北は路を隔て、三田綱町に對せり。當地は全く三田臺の西下にして。地勢甚だ低し。番地は一番地より七十番地に至る。

◎町名の起原沿革

三田豊岡町は、もとは今之南隅に在りし小市街にして。豊岡某の開きし所なるを以て名くといへり。明治二年に三田隨應寺門前、麻布善福寺門前代地を合し。同五年に青木美濃守邸、水谷主水及び諸士の宅地を併せて。其の區域を擴張せり。

●徂徠先生の墓

古學を以て高名なる徂徠先生の墓は、長松寺に在り。小松原石の石碑にて。表面には徂徠先生之墓と題せり。是れ鞍岡蘇山の書せし所なり。蘇山は俗稱文次郎といひ。名は元昌字煥甫と稱す。始て先生に謁せし時。先生の書風を評論せしかば。先生之を愛し。薦めて郡山藩士と爲す。此縁故を以て揮毫せり。碑

又表面文字彫刻の際。石工の家に日々百人來り。頻りに手を以て之を摩し。此所尙ほ淺ければ。深く刻さるべからずと。一々に指揮したりしかば。石工は之を厭ひて。荻生家に訴ふ。されどももと親切に爲すことなれば。そが儘になし置くべしと命ぜり。さて何人ならむとて尋ねしに。是ぞ先生の門下に詩名を以て名高き高野蘭亭にてありき。蘭亭名は維馨字は子式。又東里と號す。年十七にて明を喪へり。碑面文字の常法より深くなり居るは。全く蘭亭の指揮に出たりとぞ。嗚呼一個の石碑にして。門下生の共に盡力せしこと此の如くなるは。殊に殊勝に覺ゆれは。こゝに記しぬ。

知也。其爲人其行狀弟子識矣。享保戊申正月十九日六十有三卒。姓物部。茂卿以字行。銘曰。洋洋聖謨。世用惑久。天降文運。斯人云受。乃化乃弘。徵猷維厚。大業已成。日新富有。環其不壽。天奪斯人。匪天羅奪。有司列辰。嘻我小信。瑕能孚神。盛德不朽。永于庶民。元文四年己未秋七月。門人朝散此の朝散太夫藤忠統とは。當時幕府の若年寄たりし本多伊豫守太夫藤忠統撰。源君岳書。此の朝散太夫藤忠統とは。當時幕府の若年寄たりし本多伊豫守と號す。神戸藩主にて一万五千石を食めり。源君岳とあるは。お

葛鳥石にて。名辰といひ。君岳は其字なり。初め細井廣澤に學ひしが。後ち遂に一家を成し。又服部南廓の門に遊へり。是を以て之を書せり。

## 征金鳳櫻北水谷鳴

名双松字茂卿有所遺以行字享保十三年正月卒年六十三  
安永五年七月廿九日卒年七十五天祐四年十二月十六日卒年五十三

## 青山

名双松字茂卿之弟爲幕府侍講享和元年五月十七日卒年五十四

## 長松寺徂徠先生墓下作

名双松字茂卿北漢之子

## 一片苔碑蕭寺松。焚香懷古泣遺蹟。雨餘唯有夏雲色。暫鎖青天白雪峰。

## 拜徂徠先生墓

天保十四年十二月十六日卒年六十四

## 鳥亂斜陽春寺中。滿山松柏起悲風。一杯黃土埋英骨。不朽儒林復古功。

## 徂徠先生墓下作

天保四年十二月二十一日卒年五十三

## 嗚呼東海物先生。經術文章天下轟。豈料徂徠山上石。辱苦不

## 掃烏空鳴。

## 因みにいふ。荻生家の子孫は。荻生傳と稱し。記者と同所

## なる四谷大番町に居住しあり。

## 三田松坂町

## ◎位 置

三田松坂町は。古川の東畔に起りて。漸次に東に延び。南の方高輪臺町に沿ひて。其の一端は三田臺町に至りて止り。北は豊岡町、南寺町三田臺裏町と屈曲相接し。而して南の一部は白金志田町に對せり。其の區域は崎形にして。他町になき所なり。番地は一番地より五十一番地に至る。

## ◎町名の起原沿革

群山眼下に在りて。雅趣すくなからず。朝夕に漂ふ釣舟は。沖に小暮で數點の漁火波を燒かと疑はる。羣芳發して綠陰深く、風露爽にして冰霜潔し。四時に觀をあらためて。風人の眼を癡しむる一勝地なり。」と叙したるも謡言にはあらず。當時念無和尚の住したりし地を。俗に念無町といひしが。後ちあやまちて「ねいも横丁」と呼へり。

## ○竹芝寺の古事

濟海寺と舊土岐侯の邸は。往古竹芝寺の舊跡なりとて。江戸名所圖會を首め。諸書に更級日記を引て。其の圖までも掲げられども。其の文を讀むに。素より信するに足るべき事實にあらず。されども名高くなり居れば。一興を博せひが爲めに。左に其の文を抄出す。

今は武藏國になりぬ、殊にをかしき所も見えず、濱も砂子白波もなくてひもの様にて、紫生ときく野も蘆荻のみ高く生て馬に乗て弓もたる未見えぬ迄高く生茂りて、中を分行に竹柴といふ寺あり、遙にいゝさろうといふ所の樓の跡礎などあり、いかなる所そと問は、是はいにしへ竹柴といふさかなり國の人ありけるを、火焚家の火焚衛士にさし奉りたりけるに、御前の庭を掃とて、などや苦しきめをみるらむ、我國に七つ三つ造り居たる酒壺にさし渡したるひたえの飄、南風吹は北に靡き、北風吹は南になびき、西吹は東に靡き、東吹は西になびくを見て、かくであるよと、獨ちつふやきけるを、其時の帝の御ひすめ、いみしうかしつかれたまふ、只獨り御簾の際に立出給ひて、柱に寄かゝりて御覽するに、このをのこかく獨てつを、いと哀にいかなる飄のいかになびくなると、いみしう床しくおほされければ、かしてまりて、高欄のつらに參のこちよれとめしければ、御簾を押明て、あのを

もと永松町あり。且つ三田の坂路あるを以て。かく名けしならむか。同五年に至り。舊小松藩邸及び土地寺地を併せて。其の区域を擴張せり。

## ◎景況

當町は。三田臺と高輪臺の下に在る低地なるのみならず。白銀に接せし偏僻の地なれば。繁榮ならざるは形勢の然らしむる所なりといふべし。

## ○二田臺町

## ◎位 置

三田臺町は。其の名の如く丘陵にして。二丁あり。一丁目は廣く。二丁目は狹し。東は田町六、七、八丁目に連り。西は南寺町と其の界を交へ。南は伊皿子町に。北は功運町に隣れり。其の地勢屈曲して其の形正しからず。

一丁目 自一番地至四十五番地

二丁目 自一番地至二十一番地

## ○町名の起原沿革

三田臺町は。三田の高地に在るを以て名く。明治以後舊町にて。其の區域を擴張せり。

## ○濟海寺

濟海寺は。三田臺町一丁目三番地。即ち聖坂の上左側に在り。周光山と號す。淨土宗にして。京都知恩院に屬す。開山を法譽上人念無和尚といふ。相傳ふ當寺と隣地なる舊土岐侯の邸地は。上古竹柴寺と稱したる真言宗の寺なりしが。中古荒廢に及へるなりと。

當寺は。三田の高丘に據れるを以て。其の風景依然として絶佳なり。江戸名所圖會に「當寺庭中の眺望は實に絶景なり。房總の

## ○實相寺貞女家

實相寺は。三田臺町四拾四番地に在り。寂照山と號し。知恩院

の末寺なり。當寺に貞女塚と稱する墓ありて。其の名高し。墓面には念譽愛正信女貞享四年丁卯十二月十二日と刻せり。これは靈巖島東湊町に住みて伊勢屋某の娘よしといふ者にて。家に在りし時。父母に孝あり。後ち高輪なる村田伊右衛門に嫁して。貞操あり。不幸にして早く夫を喪ふ。父母再嫁を勧ひること頻りなりしかは。竊かに決する所ありて食を減し。其の年十二月病に臥し。遂に食を断ちて死す。辭世の歌に云。紅葉するなべての霜の後までも松の操の色はかへせし。風調未た整はずと雖も。其の貞操の意見るに堪たり。

### ◎三田臺裏町

#### ◎位 置

三田臺裏町は。三田臺町一丁目に連りて。其の南位に在り。東は同二丁目に對し。西南の二方は三田松阪町に沿ひたり。道路は其の南東を擁して三田市街の一隅に當れり。番地は一番地より二十二番地に至る。

#### ◎町名の起源

三田臺裏町は。明治五年三田北代地の一部に。近傍の寺地を併合し。三田臺町の側面に當るを以て此名を附せり。

### ●魚籃觀世音

魚籃觀世音は。三田臺裏町拾九番地淨閑寺に在り。同寺は三田山と號す。世に魚籃寺と通稱す。淨土宗にして知恩院末なり。開山を法譽上人といふ。

魚籃觀世音は。唐土傳來の立像にして。長け六寸有餘。其の面相唐女の如く。右手に魚籃を提げ。左手に天衣を持てり。縁起に云。唐の元和の頃。金沙灘（砂子に金舍檀に作る）といふ所

ならずして殊に艶美なるを見て之を戀ふ。女の曰く。此經を一

日におほえたむ者に從ふへしと。乃ち觀音經を與ふ。土人皆之を誦するを得たり。因て更に法華經を授く。衆誦するを得ず。馬氏といへる者獨り之をよくす。是に於て約の如く妻となりて其の家に入る。此夜美女は俄かに死せり。馬氏哀悼に堪へず。之を茶毬に附す。翌日老翁來りて此女を問ふ。馬氏告るに故を以てす。翁云。我は女の父なり。其の跡を檢すべしと。相携て行くに。灰中悉く舍利なり。時に翁又云。かの女は觀音の化身にして。我も亦菩薩の分身なりと。忽然としてうせぬ。馬氏即ち法に入りて悟り。其の容を摸して魚籃觀世音と號す。

爰に開山法譽上人。肥前國長崎に遊化せし時。異夢の告あり。一老婦より此像を附與せらる。因て元和三年豊前國中津に淨舍を假設し。魚籃院と號す。後ち之を負て武藏に來り。寛永七年三田の傍に一字を建て安置す。既にして其の弟子稱譽上人。地方の狹隘を嘆し。承應元年今之地に移轉せしといふ。

### ◎三田老増町

#### ◎位 置

三田老増町は。白金志田町と白金三光町の間に介在せる小市街にして殆むと三角形を成せり而して道路其の四方を環れり。番地は一番地より十一地に至る。

#### ◎町名の起源

三田老増町は。むかし三田村の内なりしが。寶永年間之を開設して市街地と爲し。名主老沼源次、増島總左衛門の兩支配なる以て。各氏名の一字を探りて此稱を附せり。

### ●三田君塚町

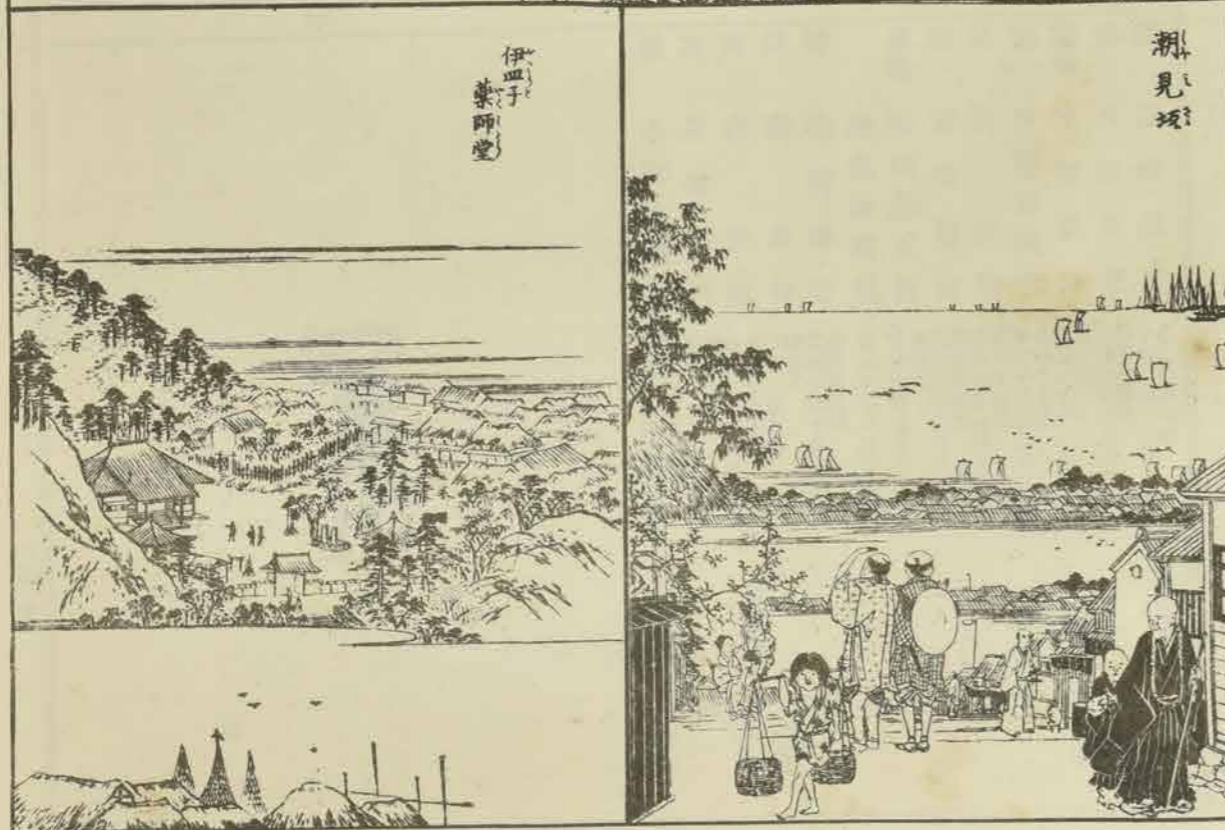
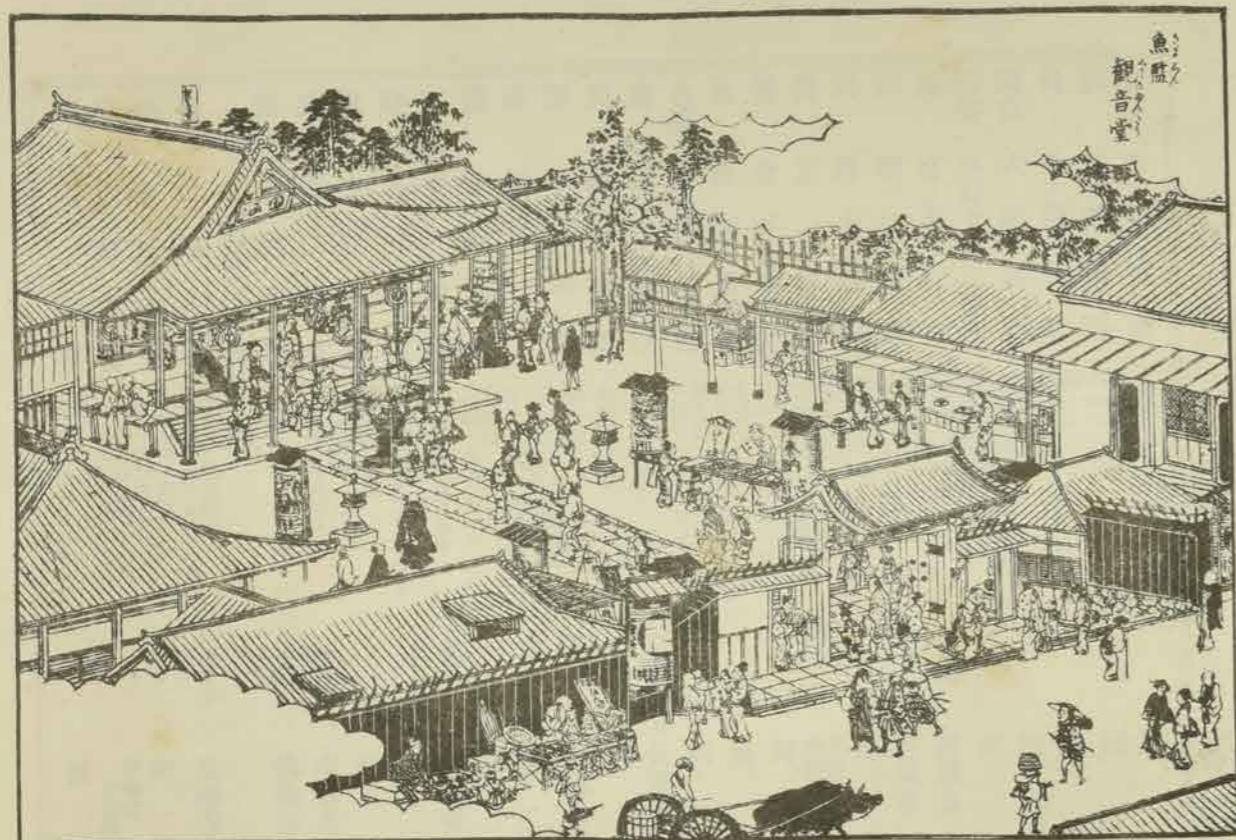
#### ◎位 置

三田君塚町は。高輪西臺町の南に在りて。二本榎町と白金丹波町とに面し。西は白金三光町の一部に接し。其の東角は高輪臺

三田山の寺藍漁の圖







龍源寺	宗清寺	德玄寺	寶德寺	大信寺	濟海寺	神足寺	莊嚴寺	常教寺	大增寺	實相寺	正山寺	藥王寺	泉福寺	淨閣寺	三田臺町一丁目三	同	三田松阪町一九	六三	
日照山	寶島山	周光山	法香山	池寶山	寂照山	梅岩山	妙莊山	鑿王山	淨閣寺	同境內開魔堂	禪宗	淨土宗	真宗	同	同	同	同	同	
寶島山	周光山	法香山	池寶山	寂照山	梅岩山	妙莊山	鑿王山	淨閣寺	同境內開魔堂	禪宗	淨土宗	真宗	同	同	同	同	同	同	
周光山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
三田臺町一丁目三	二三	二三	二三	二七	四一	四四	三田臺裏町一	四八	四一	四四	三田臺裏町一	四八	四一	四四	三田臺裏町一	二三	二二	二一	五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
芝伊皿子町四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
芳荷山	法華宗	開山法華宗	胎藏大師	大僧都	日寮	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
來迎山	淨土宗	開山淨土宗	胎藏大師	尚尙	作	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
泉谷山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
三田臺裏町一	二三	二三	二三	二二	二二	二二	三田臺裏町一	二一	二一	二一	三田臺裏町一	二一	二一	二一	三田臺裏町一	二三	二二	二一	五〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
芝伊皿子町四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
芳荷山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
來迎山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
泉谷山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
三田ノ部	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
有	名	な	る	諸	家	の	墳	墓	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
三田	近傍	は	前記	の	如	く	寺	院	甚	た	多	き	を	以	て	有	名	な	
墓	亦	少	し	と	せ	ず	學	友	横	瀬	・	君	(掃	苔	會	發	起	人)	
之	を	摘	錄	し	て	寄	贈	せ	ら	れ	ば	れ	ば	れ	ば	れ	れ	れ	
萩	生	家	の	墓	は	特	に	記	載	し	た	る	を	以	て	こ	に	省	
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	

# ●風俗畫報臨時増刊

## 新撰東京名所圖會

各一冊二付  
定價金十二錢  
郵稅金一錢

文部省檢定済○大橋雅彥先生著書  
小學本朝習畫帖

尋常科全八冊

一冊定價一、二、三、四金五錢五厘  
五、六、七、八金七錢五厘郵稅各二錢

●本朝習畫帖 中學科一二三、四全四冊

竹内次郎先生編著

●邦畫帖 中學科一二三、四全八冊

竹内次郎先生編著

●玉泉習畫帖 中學科一二三、四全四冊

文部省檢定済○望月玉泉先生著書

一冊定價金二十五錢

送料郵稅金二錢

全四冊

送料郵稅金四錢



# 詩話ダンテ

文學士上田敏氏新著

全一冊 定價八拾錢

横井時冬氏著

装美紙三三百頁の数銘釘版  
近來好著述

# 日本繪畫史

全一冊 定價七拾錢 郵稅八錢

(附)各時代名家肖像其他代表畫凡て拾四面挿入

本邦繪畫史は本書を以て嚆矢とす況や繪畫の由來結果を科學的に祖述し各章下に多くの系譜を添へ一目にして史的觀察を一層明瞭ならしむる者は本書を除きて未だ他にあらざるなり世の所謂美術を論評し繪畫を玩索せらるゝ諸士は勿

論歴史家考古家園藝家詩人歌人茶人骨董家は大に一讀すべき價值ありとす乞ふ陸續購讀あらんことを

告

廣

# 東陽堂發賣圖書

- 上野公園 上下全二冊
- 芝淺草公園 上中下全三冊
- 麹町愛宕清水谷公園 上中下全三冊
- 湯島、根津、白山、王子、高田坂本、日比谷、道灌山、飛鳥山公園 全一冊
- 隅田堤上中下全三冊
- 東京總說並内廓之部 全一冊
- 麹町區下ノ中、下全四冊
- 神田區上、中、下全五冊
- 日暮橋區上、中、下全四冊
- 芝橋區上、中、下全三冊
- 京橋區上、中、下全三冊
- 上中二冊

- 竹内次郎先生著  
●玉泉習畫帖 中學科一二三、四全四冊
- 望月玉泉先生著  
●玉泉習畫帖 中學科一二三、四全四冊
- 飯山七三郎先生著  
●栖鳳習畫帖 中學科一二三、四全四冊
- 大日本帝國全國臺灣ノ圖  
○○○畿内東海東山北陸道ノ圖  
○○○畿内山陰山陽南海道ノ圖  
○○○西海道ノ圖  
○○○北海道ノ圖
- 全六葉 定價一組袋入  
送料二組迄郵稅金二六錢

贈正五位野村望東尼  
花圃女史三宅龍子氏著

定價各六拾錢  
郵稅六錢づ  
夫なりき曾て國事

を憂ひ高杉晋作平野國臣等諸氏と交通淺からず時に罪を得て逮捕せらる本書は尼に縁故深き三宅花圃女史が流麗艶研の才筆を以て尼が生涯をものせし上に尼の遺著を以つてす字々血淚寒夜緋くに堪へず殊に今般恐れ多くも

皇后宮陛下東宮妃殿下及  
院宮妃殿下へ獻納  
濟となり製本も十分出  
來せり陸總御購求を仰

き

本邦繪畫史は本書を以て嚆矢とす況や繪畫の由來結果を科學的に祖述し各章下に多くの系譜を添へ一目にして史的觀察を一層明瞭ならしむる者は本書を除きて未だ他にあらざるなり世の所謂美術を論評し繪畫を玩索せらるゝ諸士は勿

論歴史家考古家園藝家詩人歌人茶人骨董家は大に一讀すべき價值ありとす乞ふ陸續購讀あらんことを

社會式株籍書堂港元發

全世界

定價一箇金卅五錢

三箇箱入金一圓

個入金五十錢郵券代用不苦候。但送費大形一個四錢

# 衛生御化粧用



廣告

此石鹼はリスリンを基とし、其他種々皮膚を潤滑ならしむる特剤を配伍したるものなれば如何に肌理粗き御方にても常に是を効用ひ玉へば自然艶美なる玉の肌と成らせ給ふ事受合なり。に**多量の眞正馨香**を含有するを以て復使用後、匂ひ袋の御不用を感ずることは一度御試みの諸産の熟知せらるゝ處也。右三個函は體裁頗る美麗なれば貴顕紳士貴夫人令嬢上方には最高尚優美の佳品なれば續々御求の程希上候。

## 新製リスリン紙石鹼

本品は前記リスリン石鹼の紙製にして其品質功用等はリスリン百鹼に少しある事なく芳香最優美にして皮膚を艶美ならしむるに携帶簡便にして旅行用は勿論常に懷中なし。玉は匂ひ袋の適用をなす衛生經濟共に全たき重寶品なり。一錢以上箱入進物に適す。

○歐米各國有名なる諸會社製造の高等石鹼香水香油白粉カシメチック。齒磨其他わらゆる御化粧用品類新荷澤山輸入仕居候に付多しく不拘繁店製品と共に韻々御用向被御付度伏而奉希上候。

發賣元

(電話新橋四百七十二)

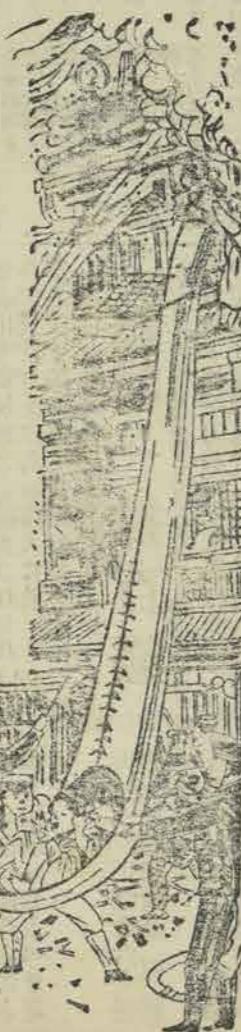
佐々木玄兵衛

○全國各地到る所の薬舗和洋小間物店に有之候間御量寄取次所

廣告

廣告

## 火災救命袋



## 人體解剖圖

著色甲乙二幅定價金四圓五拾錢

國解甲乙二冊定價金貳拾錢

本圖は川崎典民氏英國以丁堡府ショーンストン氏の圖に據り更に訂正を加へて精確に調製し人體中の系統機關の形狀位置等を示したる者なり。今や世運日に開け月に進み生理を究め養生を講するの諸子漸次多きを加へ來れは此圖の如き最も必要の具たり。別に圖解二冊を添へたれば其の名稱等を知るに於て甚て便利なり。

公私立學校及醫學生は勿論衛生家は必らず之を窺ふて坐右に備へざるべからず。

## 發行所

(東京神田區通  
新石町三番地  
電話本局)

東陽堂支店

## 夜窓鬼談

上全二冊軽入白紙摺唐本仕立  
頗美本 正價 金壹圓三十錢

送料

小包二百匁迄

石川鴻齋先生著  
夜窓鬼談は碩儒鴻齋翁の快筆を以て數多の怪談鬼話を蒐めたるものにして毎項諷諭を以て骨髓とし怪談を藉りて皮相としたるものなれば世教を益すること實に尠少に非す。圖書は平福穂庵、松本楓湖、小林永濯、久保田米僕諸先生の尤も意匠を凝せるを弊堂得意の石版に上せ最精巧に印刷したれば君子貴女諸君が明窓淨几の間に伴ふて臥遊の友とするに足るべし。

## 發賣元

堺段通敷物問屋

新橋町十番地

(東京市日本橋區  
四七一)

日高屋商店

**寫眞術大流行**

攝影機械を  
種々實地撮影方法を無  
料教授可

**寫眞器械**

大改新體入定價明表進呈

代價  
各類骨頭等右明細價格等を念送さん

寫眞術開業室の方には器具上臺く差闊へ  
無誤遠近と題寫に無料教授

達國に小包郵便にて遞込し得

國に上取扱へ一般金五圓七圓十圓  
必要品一枚取扱へ一般金五圓七圓十圓

式及機械等

東京寫眞館

東京市神田區成道町

写真機械及材料一式

購求の方に  
用ひ即座に  
種々實地撮  
影方法を無  
料教授可

写眞機械を  
種々實地撮  
影方法を無  
料教授可

写眞機械を  
種々實地撮  
影方法を無  
料教授可



